

厚岸町中小企業振興計画

令和7年3月

厚 岸 町

目 次

第1章 はじめに -----	1
第1節 計画策定の趣旨 -----	1
第2節 中小企業を取り巻く時代背景 -----	3
第2章 計画策定にあたって -----	6
第1節 厚岸町の現状 -----	6
第2節 中小企業が抱える課題 -----	32
第3章 厚岸町中小企業振興計画の位置付けと期間 -----	36
第1節 本計画の位置付け -----	36
第2節 計画期間 -----	36
第4章 中小企業振興施策の展開 -----	37
第1節 中小企業振興施策の段階的实施 -----	37
第2節 具体的振興施策推進の考え方 -----	40
参考資料 -----	58
1 令和6年度における厚岸町の中小企業振興施策の概要 -----	58
2 厚岸町中小企業振興基本条例 -----	69

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

厚岸町は、恵まれた自然環境のもと、多様な水産物や広大な草地など豊かな地域資源を活用した産業を基軸に、人々の生活の基盤を築き上げてきた。

しかし、地域経済を支える中小企業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少、経済活動の広域化・グローバル化^{*1}などにより、厳しい状況におかれている。さらには、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会・経済構造の変化などにより、新たな課題をもたらしている。

このような状況下にあっても、本町が今後も安定した発展を続け、豊かな町民生活を営むことができる環境を維持するためには、時代の変化に的確に対応した中小企業の事業の持続的発展^{*2}が不可欠である。

本町における事業所の多くを占める中小企業は、本町の経済と雇用の担い手であり、地域の経済活動において重要な役割を果たし、この存在は、豊かな町民生活の暮らしには欠かせないものである。

本町では、平成23年1月、地域経済の進展において重要な地位を占めるこの中小企業の振興が本町の発展に欠かせないものであるという認識を、企業はもちろんのこと、町やすべての町民が共有し、中小企業の振興と地域経済の活性化を図ることを理念とする「厚岸町中小企業振興基本条例」を制定し、同年4月から施行した。この条例を有効なものとするためには、条例制定に止まらず、中小企業振興の具体的な施策を検討していかなければならない。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しく、将来に対する展望を描きにくい状況が続いている。特に、後継者不足や事業承継の課題が深刻化しており、近い将来における廃業の増加が懸念されている。また、移動方法が限られる高齢者等生活弱者の消費活動や雇用環境にも大きな影響を与えかねず、迅速な施策の具体化と実行が求められている。さらに、デジタル・トランスフォーメーション（DX）^{*3}の進展やカーボンニュートラル^{*4}の推進など、国内外の社会経済環境の変化に柔軟に対応し、中小企業の成長を支援することが重要となっている。

*1 グローバル化：地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやりとりが行われること。

*2 事業の持続的発展：事業規模や売上の拡大に限らず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等といった、事業の充実を図ろうとする様々な取組を含む概念をいう。

*3 デジタル・トランスフォーメーション（DX）：デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取り組みを指す概念をいう。

*4 カーボンニュートラル：二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」に抑える概念をいう。

本計画は、これら新たな課題に対応しつつ、本町の持つ潜在能力を最大限に生かし、中小企業（対象範囲を、商工業とそれらに関連する産業とする）の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものである。

第2節 中小企業を取り巻く時代背景

1 人口減少と少子高齢化する日本

わが国の総人口は、平成20年から減少局面に入り、出生率が人口規模を長期的に維持する水準を下回る状態が長く続いており、今後も減少し続けることが予想されている。また、老年人口（65歳以上）は増加を続け、高齢化率も上昇し続けている一方、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が続き、令和24年以降、老年人口が減少に転じ、さらに少子高齢化が進むと予想されている。

一般的に、人口減少がもたらす影響は、消費力(需要)の低下で経済成長を阻害することであると言われている。また、少子高齢化は、生産年齢人口の減少を加速させることとなり、そのため、人口減少の影響に加え、消費力と生産力がさらに低下する結果となり、国内の経済はますます疲弊するという見方もある。

近年、世界的な経済変動のほか、気候変動や自然災害への対応も求められる中で、国内の中小企業はこれらの課題に柔軟に対応しなければならない厳しい状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症による社会・経済構造の変化や、急速に進展するデジタル・トランスフォーメーション(DX)の必要性も企業経営の大きな課題となっている。

2 地方のまちにおける地域の仕組みの変化

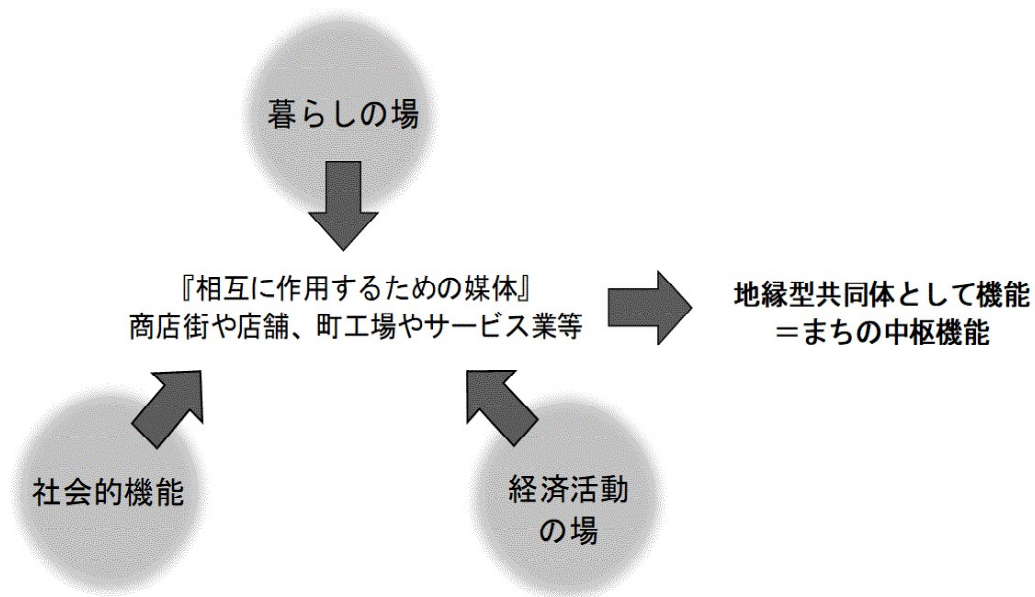
時代の経過とともに国民の生活様式も大きく変わってきている。

かつては、地域というと、住民の暮らしと経済活動(需要・生産・消費)が、商工業(商店街や店舗、工場、その他サービス業)を媒体にして相互に作用しあい発展する「地縁型共同体」であり「地域独自の消費市場」であった。そのため、地域には相互扶助をはじめとする多くの社会的機能が働き、「地域の形＝人の繋がり」を形成していた。これが近隣同士の依存の必要性となって地域を一つにまとめ、暮らしと経済が両立するまちの中枢を担っていたといえる。

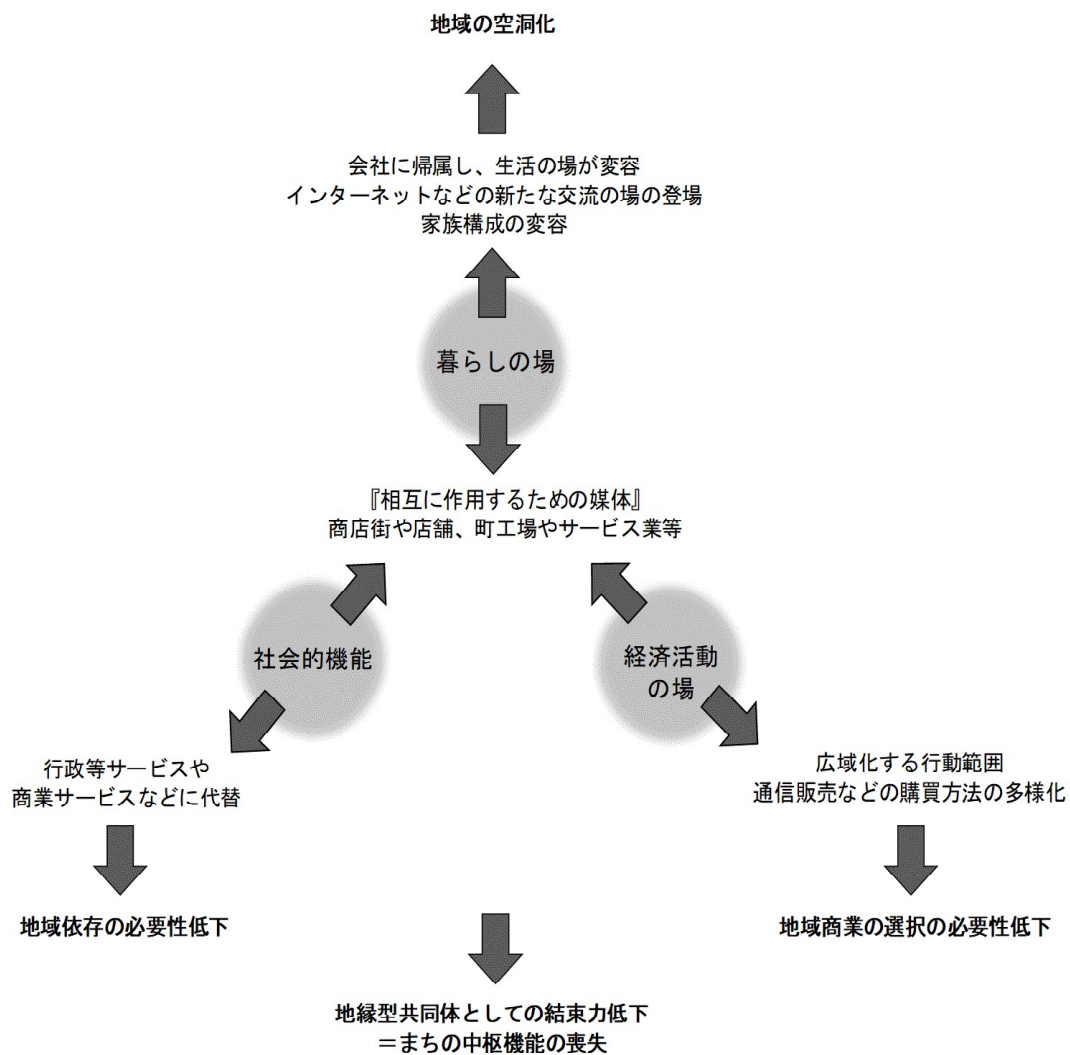
しかし、現在は、成熟期を迎えた経済社会となり「個の主張」が強まってきているため、消費者の志向は個人の生き方を重視した需要が増え、交通の発達とさまざまな技術革新が消費者の選択肢を広げ、消費地はより広く、グローバル化する傾向にある。

また、生活拠点であったはずの地域との関わりは希薄になり、まちの形成にとって必要不可欠であり良質な仕組みであるはずだった「人の繋がり」が弱体化し、「生活共同体＝消費市場」の原理は崩れ、結果、地域の中の商業は、大型店や域外商業との競争に耐えながら、自分のお膝元の消費市場を自らの経営努力で開拓しなくてはならない困難な時代を迎えている。

【昔のまち（地域）の仕組み】



【現在のまち（地域）の現状】



3 迫り寄る危機

国勢調査によると、令和2年の厚岸町の人口は8,892人となっており、国立社会保障・人口問題研究所によると、厚岸町の人口は、令和32年には4,343人まで減少すると想定しており、ますます町内の生産力・販売力・消費力が大幅に低下することが予測される。

商いが成り立たなくなった事業所は淘汰され、釧路市・釧路町などの近隣商圏への消費の流出、通信販売の普及により、ますます厚岸町独自の経済活動が低下する恐れが現実には迫っている。

少子高齢化が加速し、ますます生産年齢人口が減少すれば、企業が雇用しなくても町内で人手をまかなうことができなくなり、町外から人手を確保しなければならない。今現在も、町内の水産加工場をはじめ、人手不足に悩む企業がある一方で、厚岸町に残って働き手となるべき年代の高校生などの卒業後は、働く場を町外に求め、将来を見据えて転出していく現実がある。

人が減り、まちの商いが減り、働き手も減った厚岸町は、まちの維持すら困難になる恐れがある。

まつりやイベントなど、暮らしを豊かにするまちの文化すらも規模や内容を縮小するか、廃止といった検討を迫られることも考えられる。

現在の町民が将来まで、将来の町民がさらにその先の将来まで暮らし続けられる厚岸町を考え、「暮らしと生きがいと経済が共存するための人の繋がり」を、行政と中小企業などが今まで以上に連携し支えるための行動が求められている。

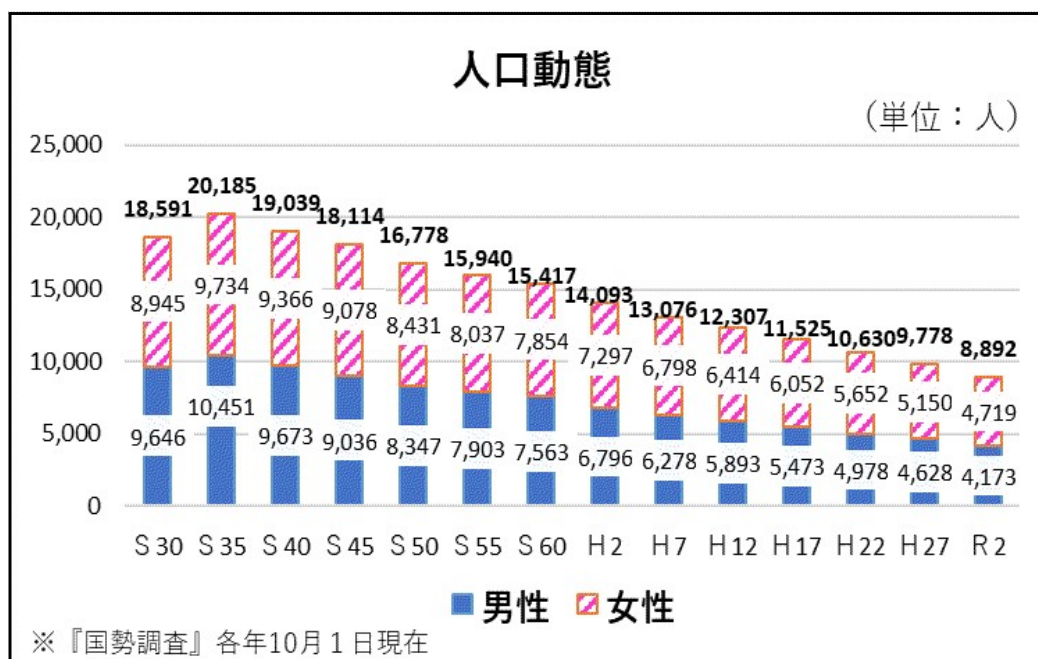
第2章 計画策定にあたって

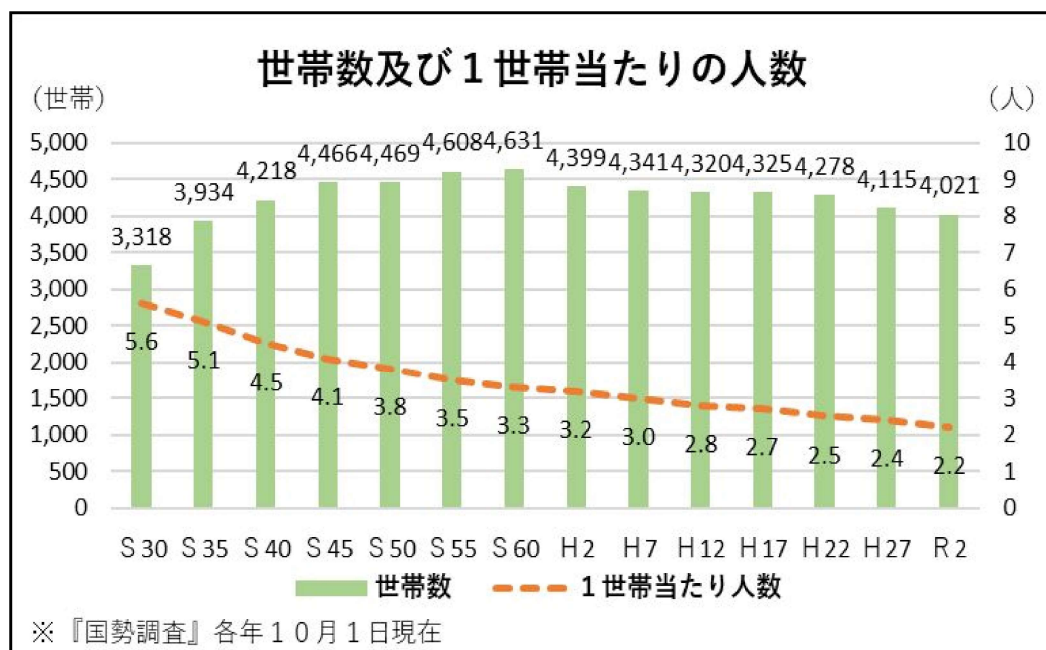
第1節 厚岸町の現状

1 人口及び世帯数

(1) 人口動態

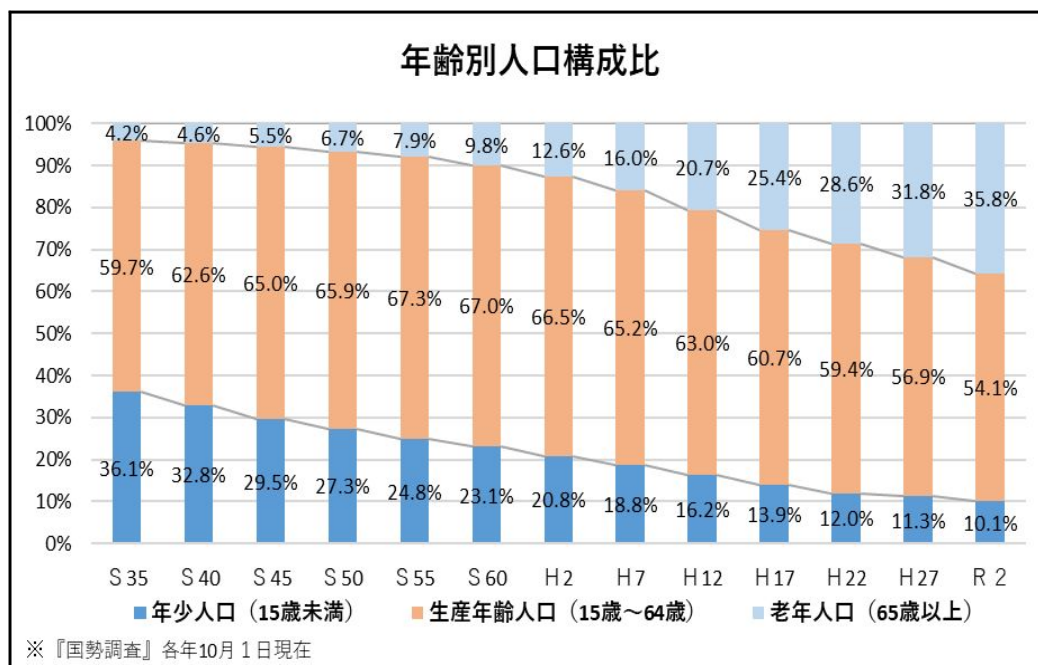
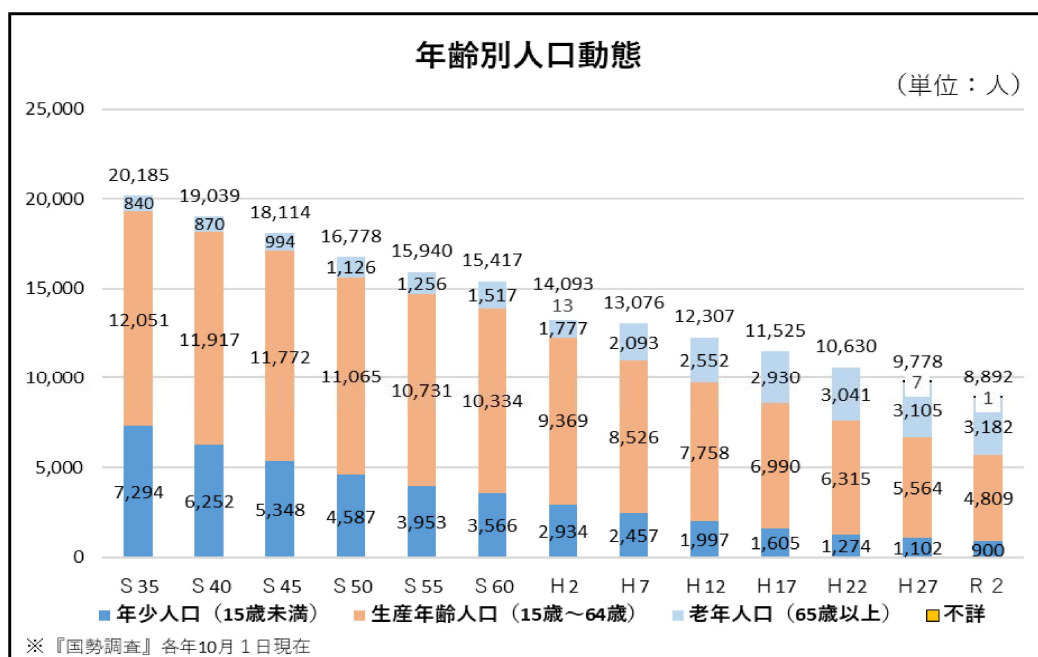
- ◆厚岸町の総人口は、昭和35年の20,185人をピークに減少に転じ、令和2年の国勢調査では8,892人に減少している。
- ◆世帯数は、人口が減少してきた一方で、核家族化や一人暮らし世帯の増加により、昭和60年の4,631世帯まで増加を続けてきたが、その後はだんだんと減少している。
- ◆1世帯当たりの人数は減少傾向が続き、平成12年の国勢調査からは3人を下回る状況が続いている。





(2) 年齢別人口及び構成比

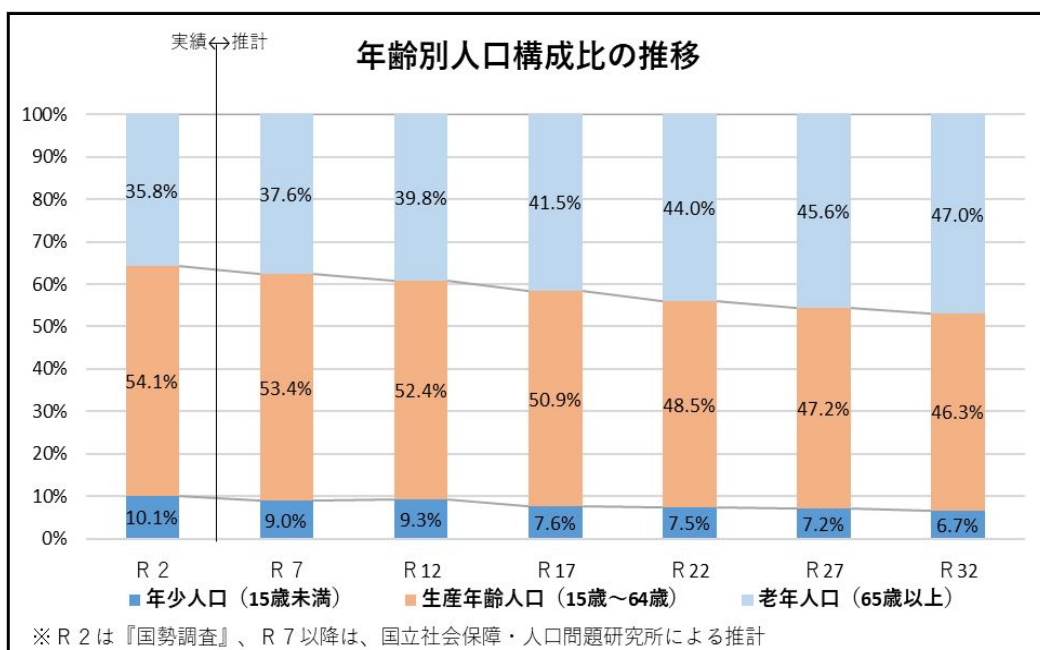
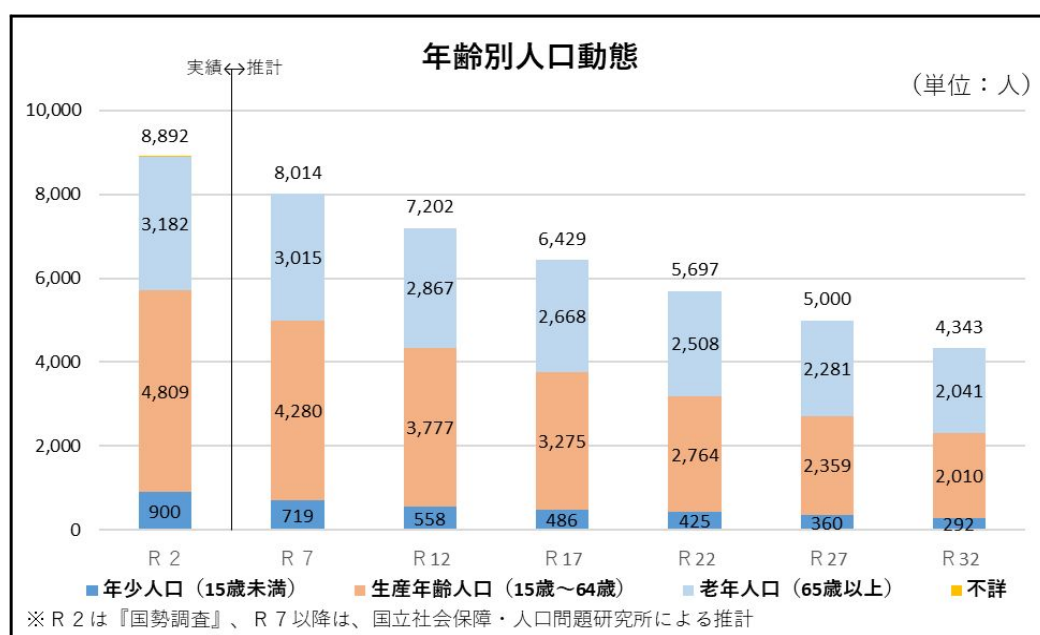
- ◆年齢階層別の人口は、令和2年の総人口8,892人に対し、年少人口（15歳未満）が900人（10.1%）、生産年齢人口（15歳～64歳）が4,809人（54.1%）、老年人口（65歳以上）が3,182人（35.8%）となっており、超高齢社会^{*1}に突入した以降も高齢化率の上昇が続いている。



*1 超高齢社会：総人口に占める65歳以上人口の割合が21%を超えた社会。14%を超えた社会を「高齢社会」、7%を超えた社会を「高齢化社会」という。

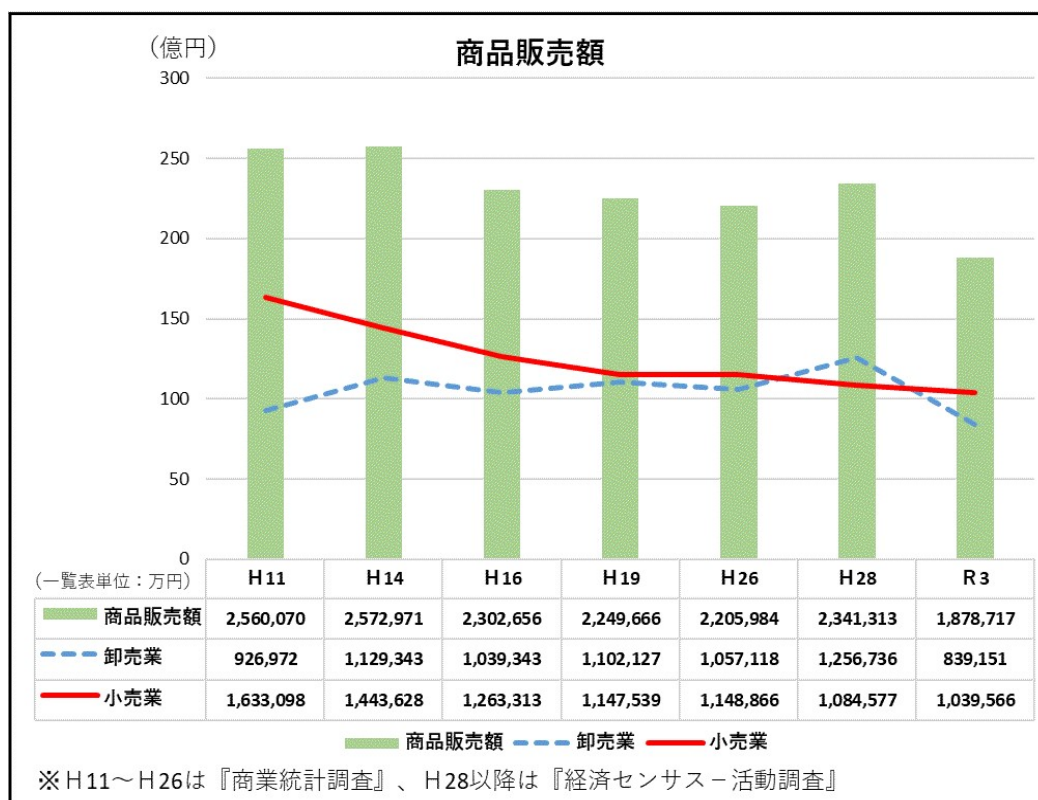
【将来推計人口】

- ◆国立社会保障・人口問題研究所によると、厚岸町の人口は、今後も減少が続き、令和32年には総人口が現在の約半分となる4,343人まで減少すると推計されている。
- ◆年齢別人口の構成比で見ると、令和7年には年少人口（15歳未満）が全体の10%を切り、令和32年には老年人口（65歳以上）が生産年齢人口（15歳～64歳）と同程度の割合になると推計されており、人口減少や少子高齢化により、町内消費や雇用、企業の活動に大きく影響を与えることが予想される。



2 商品販売額と町内経済循環率

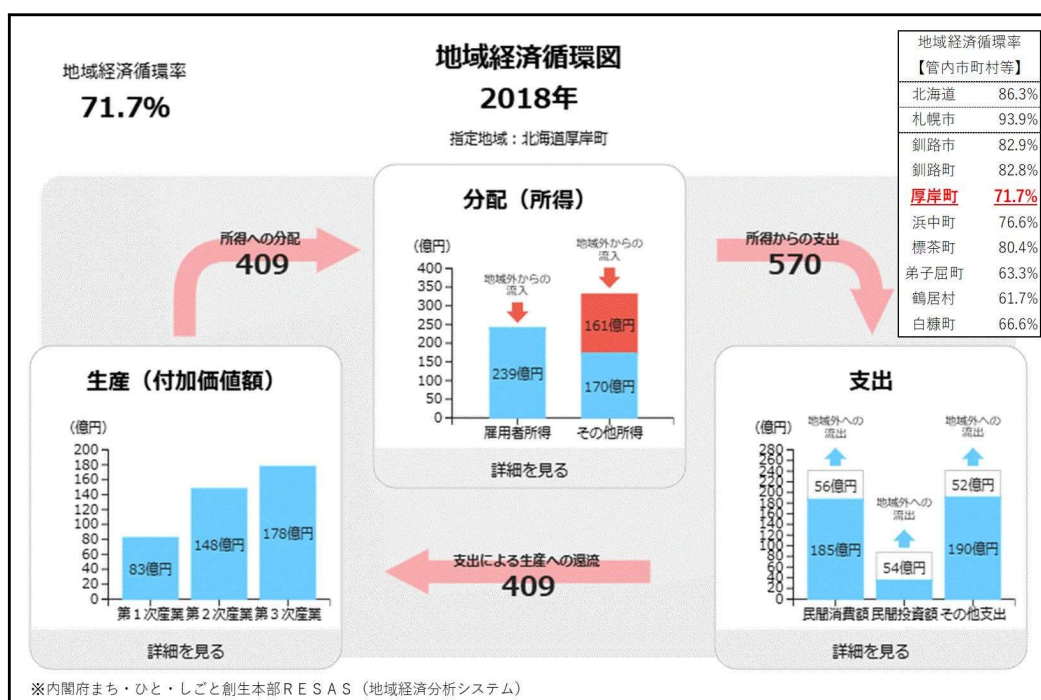
◆厚岸町の商品販売額は、平成14年から平成26年にかけてだんだんと減少し、平成28年は増加したが、令和3年には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、約187億円まで減少した。平成28年に卸売業の商品販売額が増加しているが、当該年の調査方法変更により、調査対象事業者が増になっていることに起因しており、小売業の商品販売額については、減少傾向にある。



◆町内企業が創出した付加価値が、どの程度域内循環しているか平成30年の数値を見ると、厚岸町の地域経済循環率は71.7%となっており、平成25年の67.8%より良くなっているものの、いまだ28.3%が町外へ流出している。

北海道全体数値（86.3%）及び釧路管内の他市町村と比較しても低い循環率となっている。

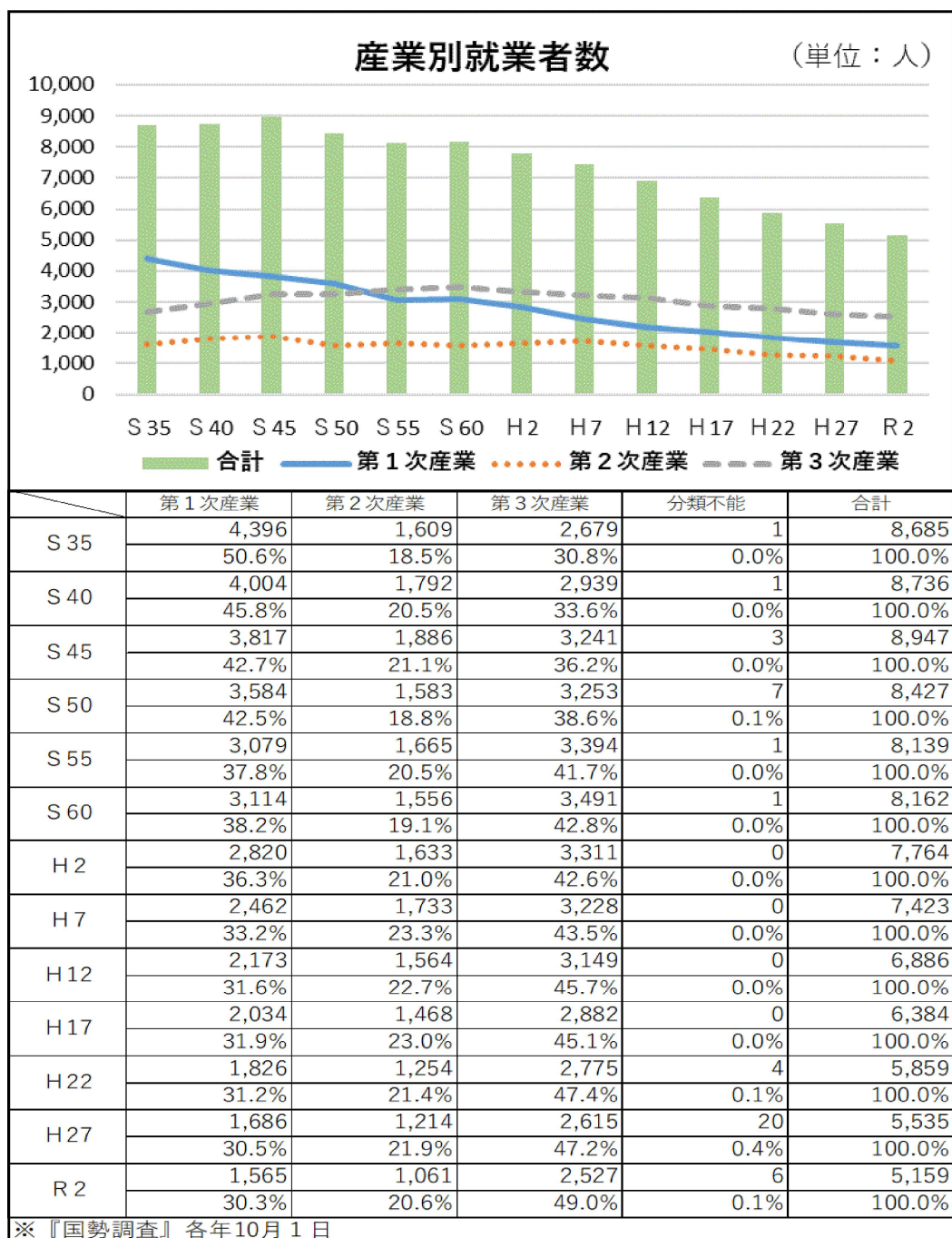
町内循環率を高めるためには、本計画に基づき、中小企業及び消費者が町内で生産、製造、加工された商品、サービス等の積極的活用に努めることが重要となる。

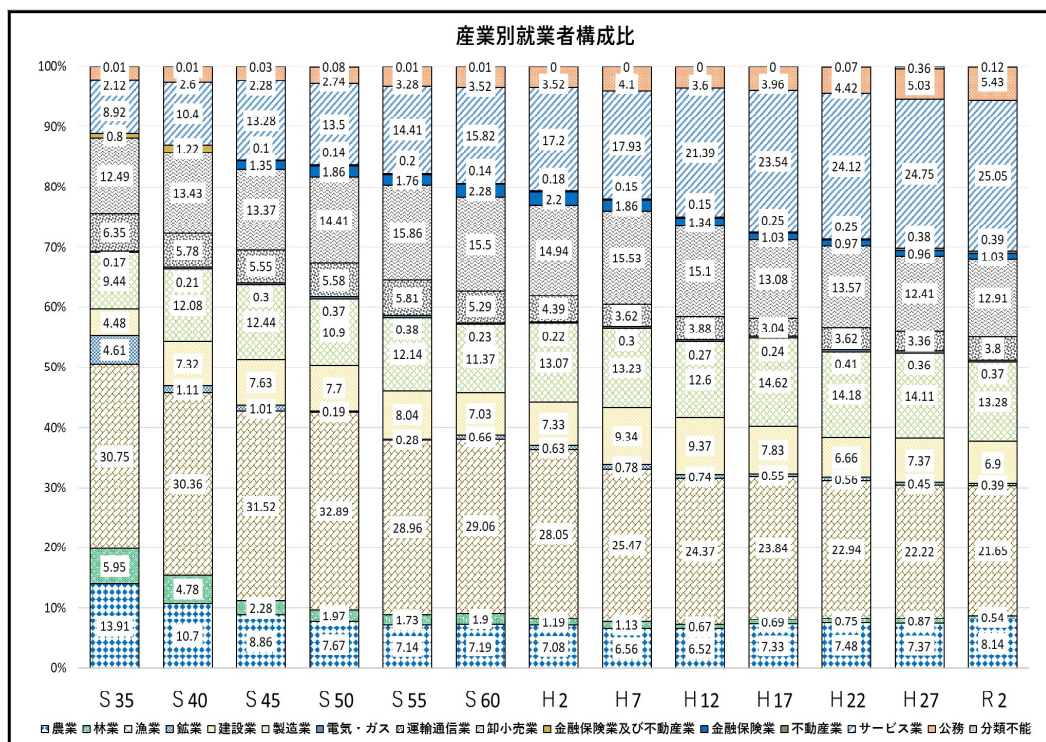


3 産業の現状

(1) 就業者数及び構成比

- ◆厚岸町の就業者数は、昭和45年の8,947人をピークに減少傾向にあり、令和2年では5,159人となっている。
- ◆産業別の構成比では、第1次産業は、昭和35年の50.6%から、令和2年には30.3%に減少、第2次産業は、昭和35年から増減を繰り返しながら、令和2年には20.6%となっている。第3次産業は、昭和35年の30.8%から、令和2年には49.0%となり、増加傾向にある。

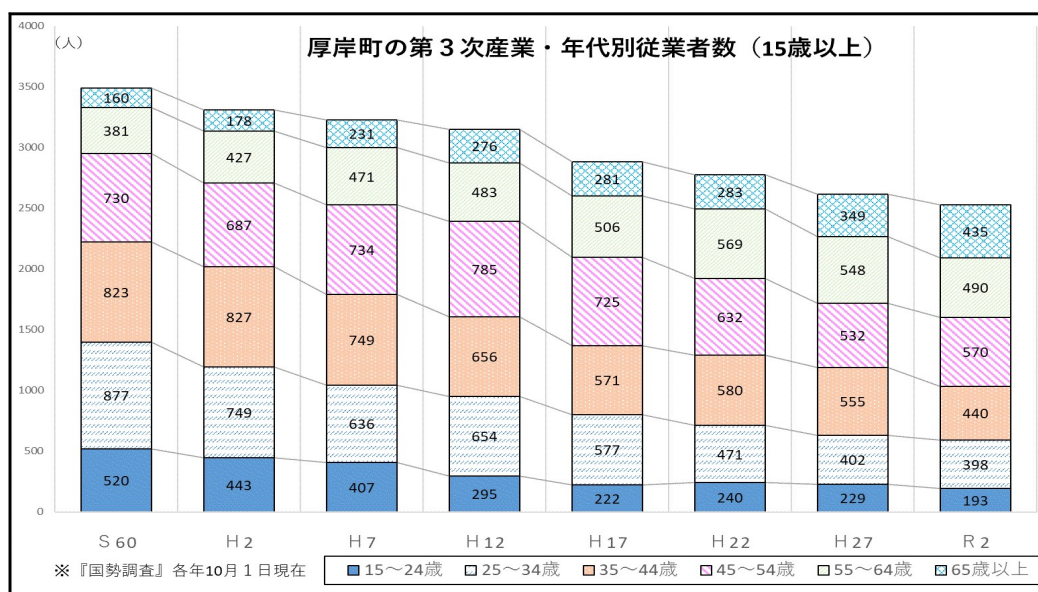
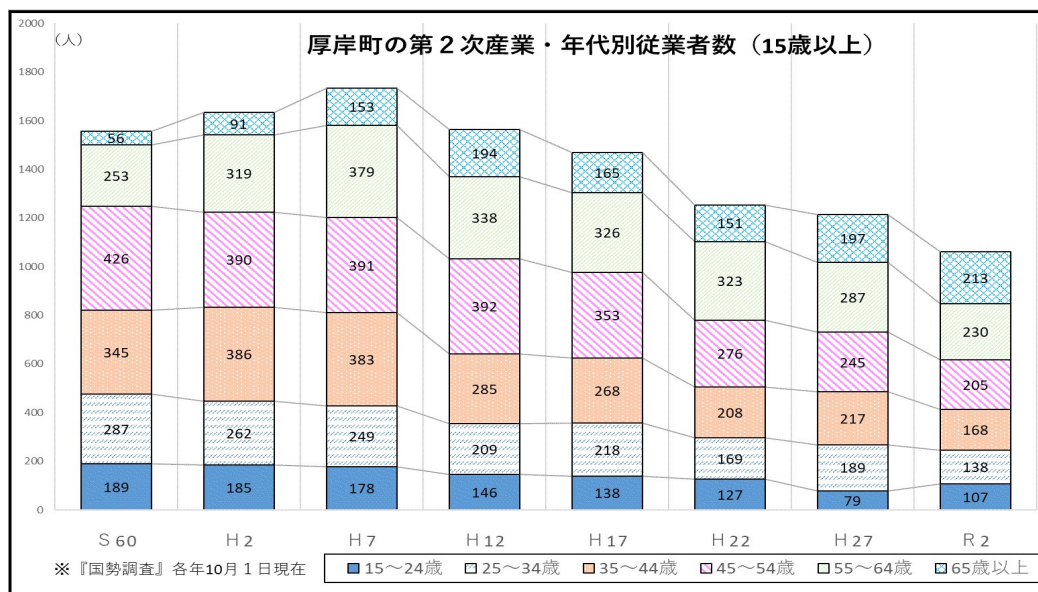
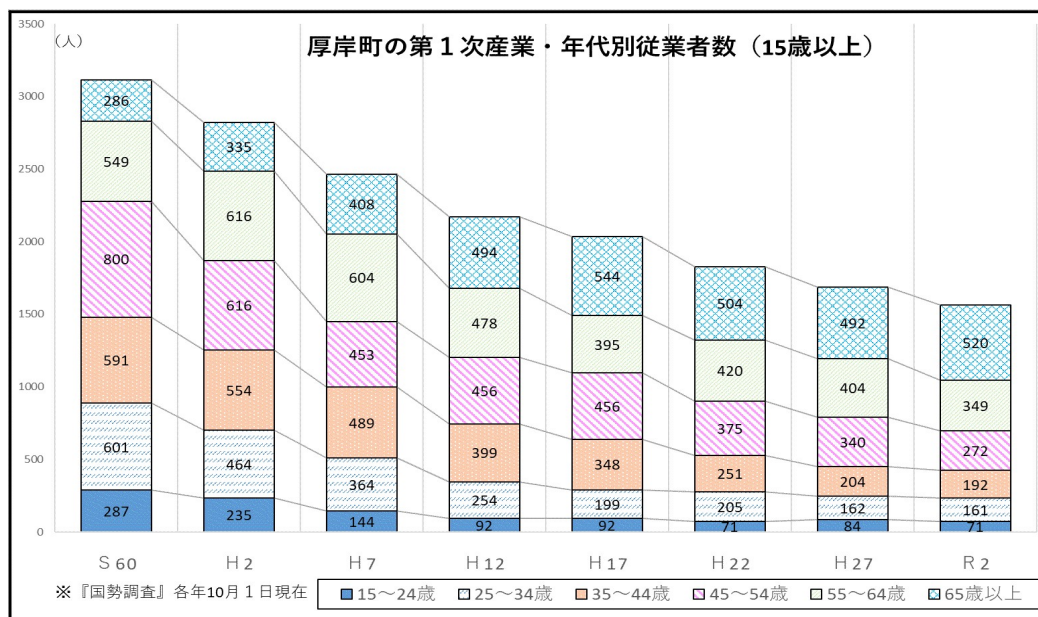




	第1次産業			第2次産業			第3次産業								分類 不能	構成比 合計	
	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気 ガス	運輸通信業	卸小売業	金融保険業及び 不動産業	金融保険業	不動産業	サービス業	公務			
S35	13.9 %	5.95 %	30.8 %	4.61 %	4.48 %	9.44 %	0.17 %	6.35 %	12.5 %	0.8 %			8.92 %	2.12 %	0.01 %	100 %	
S40	10.7 %	4.78 %	30.4 %	1.11 %	7.32 %	12.1 %	0.21 %	5.78 %	13.4 %	1.22 %			10.4 %	2.6 %	0.01 %	100 %	
S45	8.86 %	2.28 %	31.5 %	1.01 %	7.63 %	12.4 %	0.3 %	5.55 %	13.4 %			1.35 %	0.1 %	13.28 %	2.28 %	0.03 %	100 %
S50	7.67 %	1.97 %	32.9 %	0.19 %	7.7 %	10.9 %	0.37 %	5.58 %	14.4 %			1.86 %	0.14 %	13.5 %	2.74 %	0.08 %	100 %
S55	7.14 %	1.73 %	29 %	0.28 %	8.04 %	12.1 %	0.38 %	5.81 %	15.9 %			1.76 %	0.2 %	14.41 %	3.28 %	0.01 %	100 %
S60	7.19 %	1.9 %	29.1 %	0.66 %	7.03 %	11.4 %	0.23 %	5.29 %	15.5 %			2.28 %	0.14 %	15.82 %	3.52 %	0.01 %	100 %
H2	7.08 %	1.19 %	28.1 %	0.63 %	7.33 %	13.1 %	0.22 %	4.39 %	14.9 %			2.2 %	0.18 %	17.2 %	3.52 %	0 %	100 %
H7	6.56 %	1.13 %	25.5 %	0.78 %	9.34 %	13.2 %	0.3 %	3.62 %	15.5 %			1.86 %	0.15 %	17.93 %	4.1 %	0 %	100 %
H12	6.52 %	0.67 %	24.4 %	0.74 %	9.37 %	12.6 %	0.27 %	3.88 %	15.1 %			1.34 %	0.15 %	21.39 %	3.6 %	0 %	100 %
H17	7.33 %	0.69 %	23.8 %	0.55 %	7.83 %	14.6 %	0.24 %	3.04 %	13.1 %			1.03 %	0.25 %	23.54 %	3.96 %	0 %	100 %
H22	7.48 %	0.75 %	22.9 %	0.56 %	6.66 %	14.2 %	0.41 %	3.62 %	13.6 %			0.97 %	0.25 %	24.12 %	4.42 %	0.07 %	100 %
H27	7.37 %	0.87 %	22.2 %	0.45 %	7.37 %	14.1 %	0.36 %	3.36 %	12.41 %			0.96 %	0.38 %	24.75 %	5.03 %	0.36 %	100 %
R2	8.14 %	0.54 %	21.7 %	0.39 %	6.9 %	13.3 %	0.37 %	3.8 %	12.91 %			1.03 %	0.39 %	25.05 %	5.43 %	0.12 %	100 %

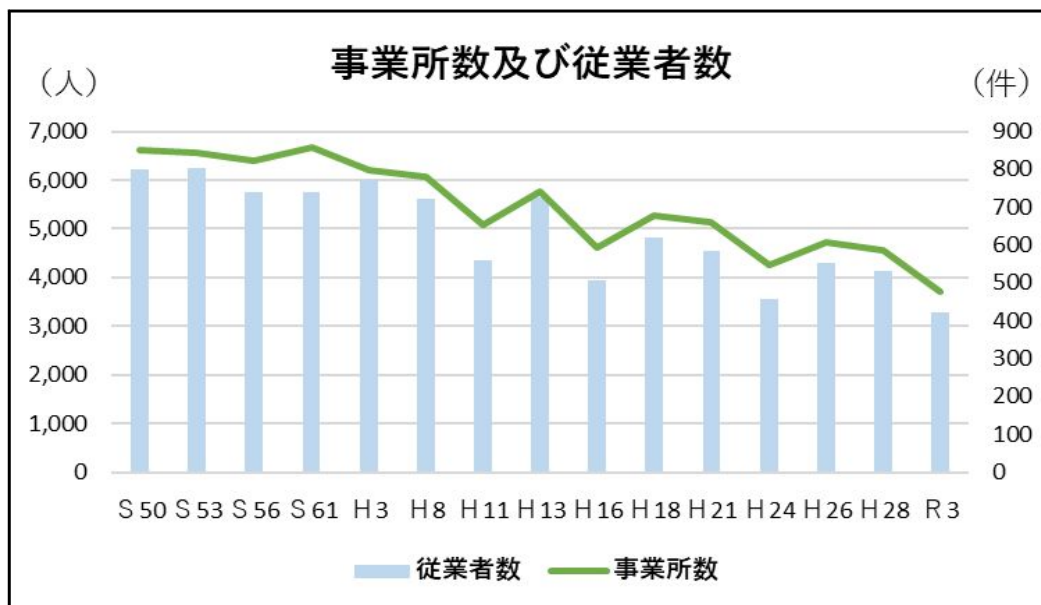
※ S35、S40については、金融保険業、不動産業合算割合。

※ 『国勢調査』 各年10月1日現在



(2) 事業所数と従業者数

- ◆厚岸町の事業所数は、調査客体の違いはあるものの、昭和50年以降では、昭和61年の857事業所をピークに減少傾向にあり、令和3年の民営及び国、地方公共団体を含めた事業所は477事業所となっている。
- ◆従業者数についても、昭和53年の6,240人をピークに減少傾向にあり、令和3年には3,287人となっている。



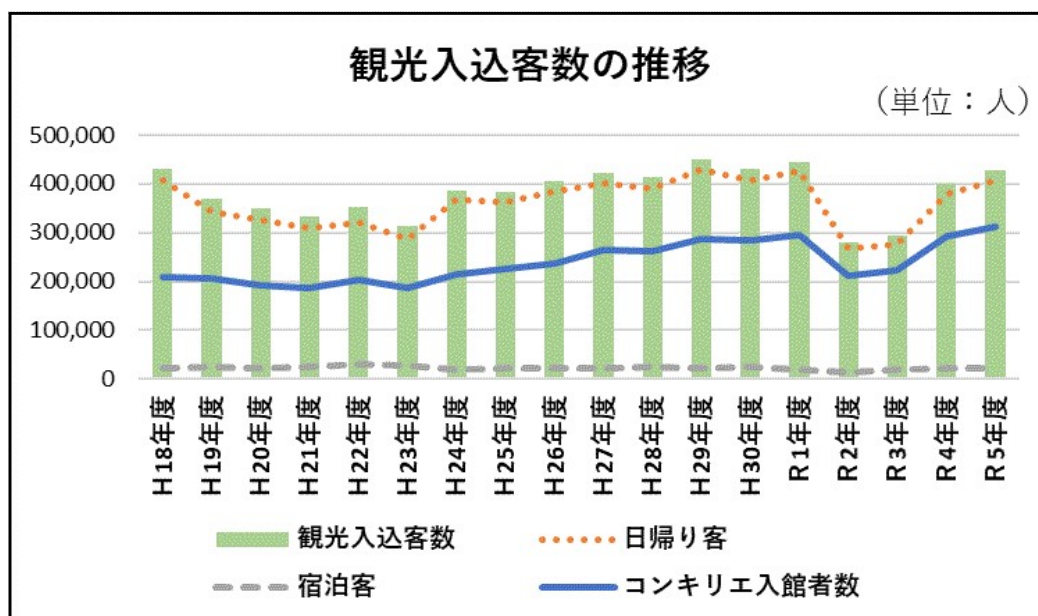
	従業者数	事業所数	調査方法
S 50	6,228 人	849 件	民営の事業所・国、地方公共団体及び公営企業体の経営する事業所
S 53	6,240 人	845 件	民営の事業所・国、地方公共団体及び公営企業体の経営する事業所
S 56	5,761 人	822 件	民営の事業所・国、地方公共団体及び公営企業体の経営する事業所
S 61	5,749 人	857 件	民営の事業所・国、地方公共団体及び公営企業体の経営する事業所
H 3	6,005 人	797 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 8	5,622 人	779 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 11	4,350 人	653 件	民営の事業所
H 13	5,629 人	742 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 16	3,941 人	594 件	民営の事業所
H 18	4,813 人	677 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 21	4,539 人	661 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 24	3,548 人	549 件	民営の事業所
H 26	4,311 人	606 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 28	4,127 人	587 件	民営の事業所
R 3	3,287 人	477 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所

※ S 50～H 18は『事業所・企業統計調査』、H 21・H 26は『経済センサス基礎調査』、
H 24・H 28・R 3は『経済センサス活動調査』

各年 6 月 1 日現在

4 観光の現状

- ◆厚岸町を訪れる観光客は、平成23年の東日本大震災、平成30年の北海道胆振東部地震及び令和2年から令和3年にかけての新型コロナウイルス感染症の流行による緊急事態宣言等の発令に伴う影響による減を除き、平成26年度からは毎年40万人を超えている。
- ◆厚岸町の豊かな食や自然等を生かした観光資源を目当てに観光客は増加傾向にあるが、その多くは日帰り客であり、令和5年度では全体の入込客に対し、宿泊客割合が5.0%となっていることから、宿泊施設の充実や長時間の滞在が見込める観光プランの開発が課題となっている。



	観光入込客数	日帰り客	宿泊客	宿泊客割合	コンキリエ入館者数
H18年度	429,300 人	406,500 人	22,800 人	5.3%	207,417 人
H19年度	369,200 人	343,500 人	25,700 人	7.0%	205,596 人
H20年度	348,300 人	325,300 人	23,000 人	6.6%	192,388 人
H21年度	332,400 人	309,000 人	23,400 人	7.0%	186,841 人
H22年度	351,000 人	320,100 人	30,900 人	8.8%	203,181 人
H23年度	312,200 人	285,700 人	26,500 人	8.5%	186,048 人
H24年度	386,700 人	367,200 人	19,500 人	5.0%	213,198 人
H25年度	382,000 人	361,500 人	20,500 人	5.4%	224,234 人
H26年度	405,200 人	383,900 人	21,300 人	5.3%	236,984 人
H27年度	422,000 人	401,200 人	20,800 人	4.9%	264,803 人
H28年度	414,600 人	391,200 人	23,400 人	5.6%	260,366 人
H29年度	449,100 人	428,500 人	20,600 人	4.6%	286,350 人
H30年度	430,200 人	406,700 人	23,500 人	5.5%	284,367 人
R1年度	445,200 人	425,500 人	19,700 人	4.4%	295,308 人
R2年度	280,800 人	267,300 人	13,500 人	4.8%	212,607 人
R3年度	293,300 人	275,300 人	18,000 人	6.1%	222,536 人
R4年度	400,400 人	379,700 人	20,700 人	5.2%	292,250 人
R5年度	427,100 人	405,600 人	21,500 人	5.0%	312,438 人

※『観光入込客数調査』資料

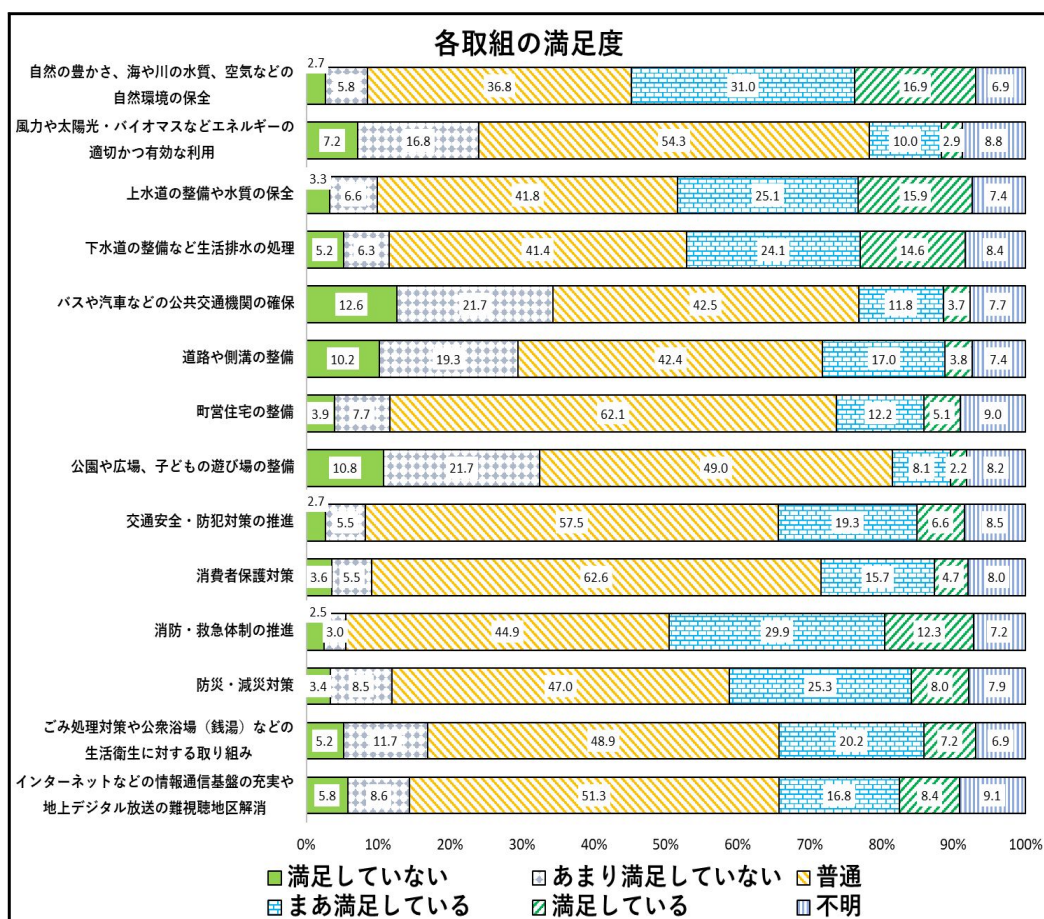
5 直近の調査から読み取れる町民のニーズ

(1) 町民満足度調査(令和5年7月実施)

■対象：住所・年齢階層・男女別により無作為に抽出した15才以上の男女
3,000人(788人から回収)

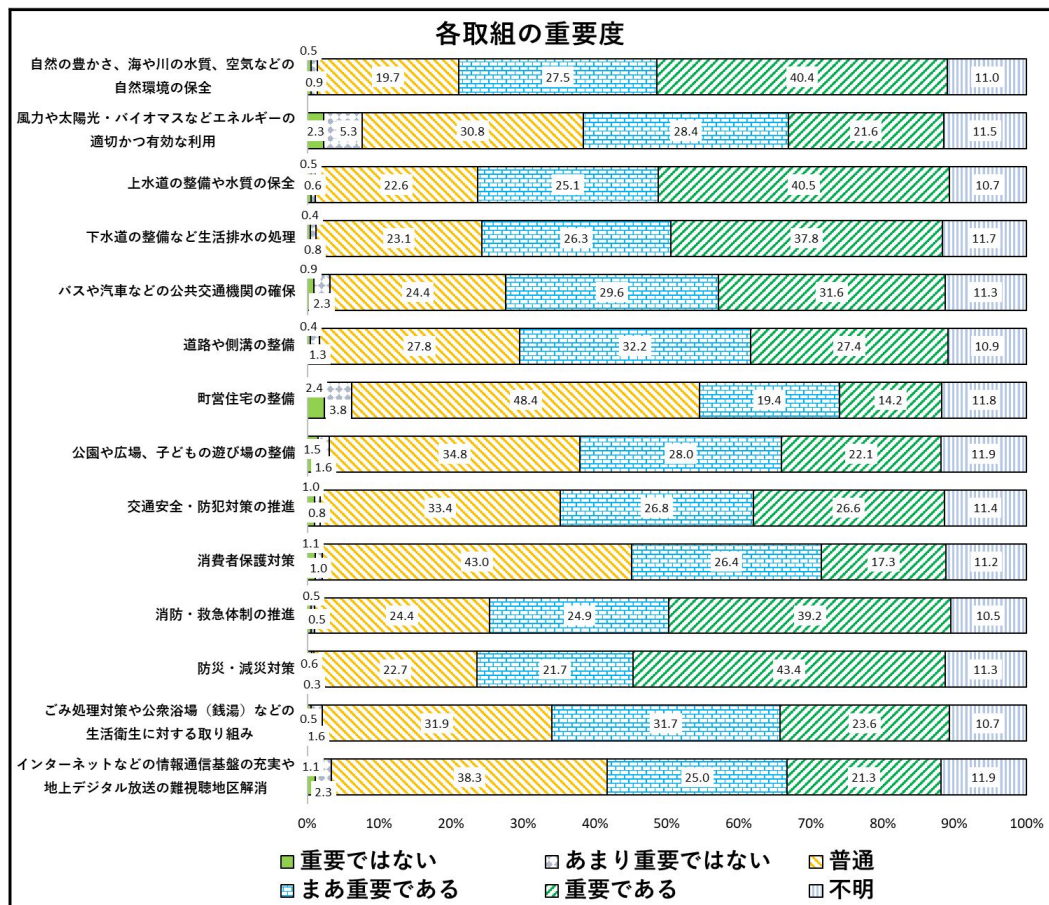
◆厚岸町の各施策に対する満足度と重要度に対する「現在の満足度」では、「満足している」と「まあ満足している」の合計では、「自然の豊かさ、海や川の水質、空気などの自然環境の保全」が47.9%と最も高く、次いで「消防・救急体制の推進」が42.2%、「上水道の整備や水質の保全」が41.0%の順になっている。

「満足していない」と「あまり満足していない」の合計では、「バスや汽車などの公共交通機関の確保」が34.3%と最も多く、「公園や広場、子どもの遊び場の整備」が32.5%、「道路や側溝の整備」が29.5%となっている。



◆今後の重要度では、「重要である」と「まあ重要である」の合計では、「自然の豊かさ、海や川の水質、空気などの自然環境の保全」が67.9%と最も高く、次いで「上水道の整備や水質の保全」が65.6%、「防災・減災対策」が65.1%となっている。

「重要ではない」と「あまり重要ではない」の合計では、「風力や太陽光・バイオマスなどエネルギーの適切かつ有効な利用」が7.6%と最も高くなっている。

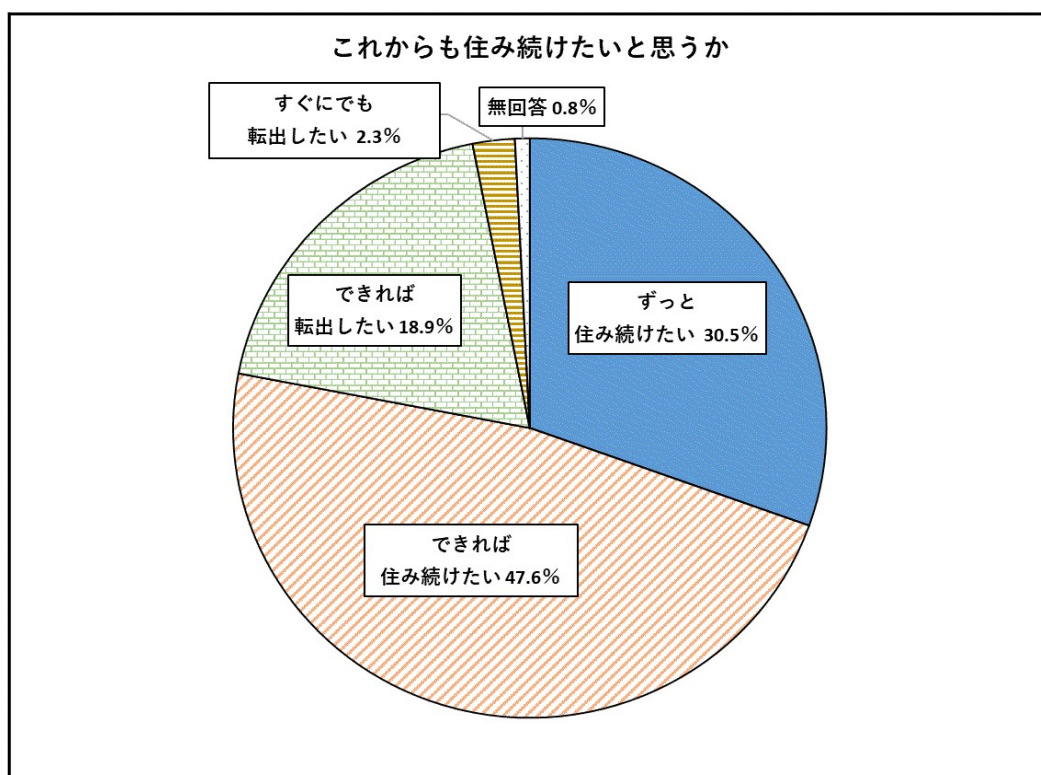


◆今後の居住意向で「これからも厚岸町に住み続けたいと思いますか」の問いに対し、「ずっと住み続けたい」と「できれば住み続けたい」と思う人が78.1%と高い割合になっている。

年齢別でみると、10代の「できれば転出したい」と「すぐにでも転出したい」を合わせた割合が76.2%と高くなっている。

また、「すぐにでも転出したい」の割合は20代が9.8%と最も高くなっている。

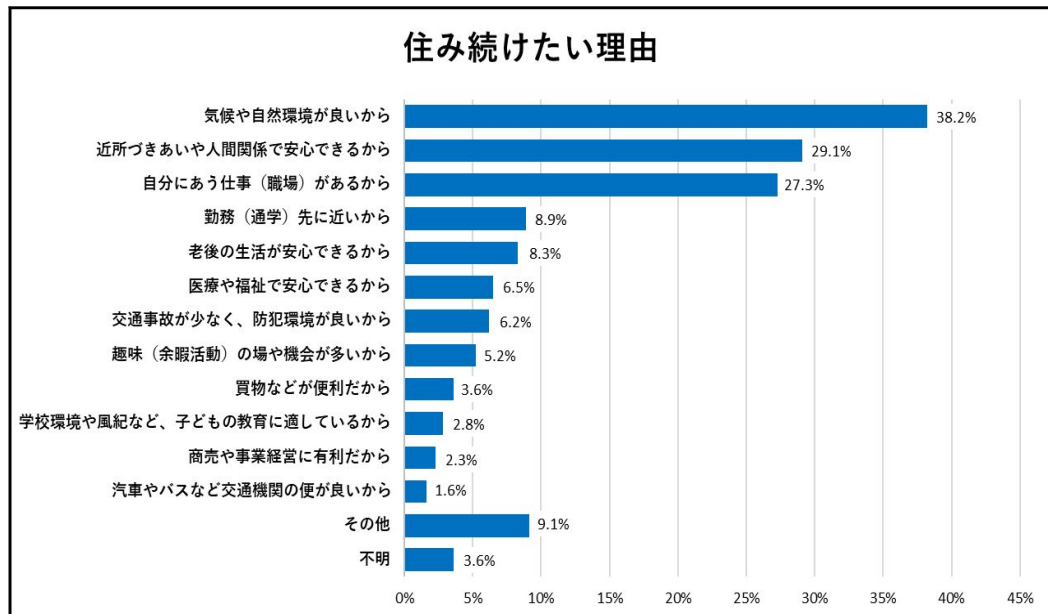
年齢が高くなるにつれて「住み続けたい」と思う人の割合が高くなり、70歳以上では91.8%が「住み続けたい」と答えている。



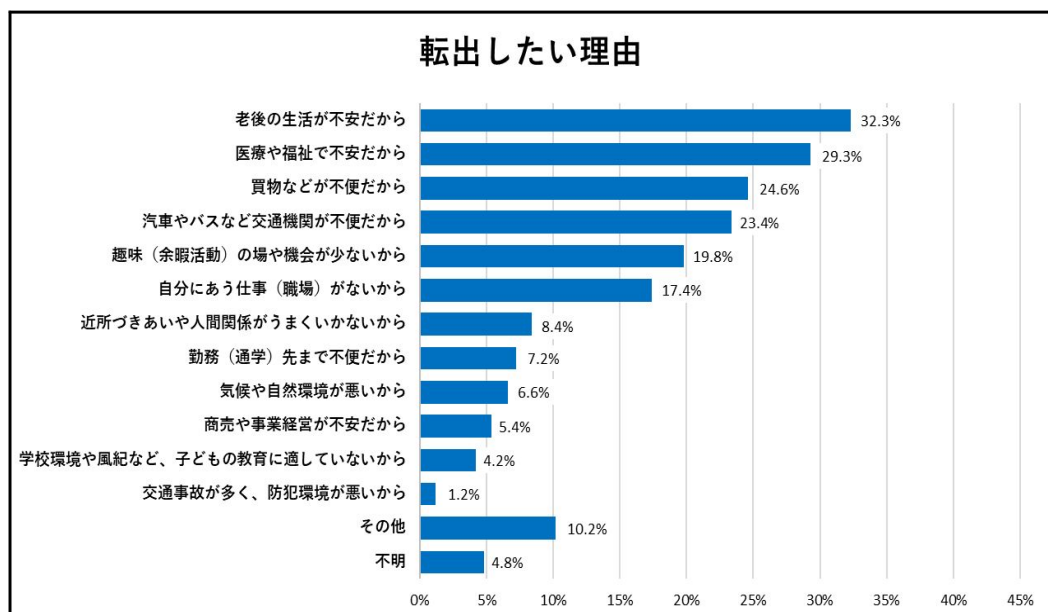
		合計	ずっと 住み続けたい	できれば 住み続けたい	できれば 転出したい	すぐにでも 転出したい	無回答
全体		788 人	30.5 %	47.6 %	18.9 %	2.3 %	0.8 %
性別	男性	337 人	32.3 %	48.7 %	15.4 %	2.7 %	0.9 %
	女性	435 人	29.0 %	47.8 %	20.7 %	1.8 %	0.7 %
年齢	10代	21 人	9.5 %	14.3 %	71.4 %	4.8 %	0.0 %
	20代	61 人	14.8 %	45.9 %	29.5 %	9.8 %	0.0 %
	30代	72 人	16.7 %	56.9 %	23.6 %	2.8 %	0.0 %
	40代	109 人	18.3 %	57.8 %	19.3 %	3.7 %	0.9 %
	50代	139 人	23.0 %	52.5 %	23.3 %	2.2 %	0.0 %
	60代	139 人	26.6 %	50.4 %	22.3 %	0.7 %	0.0 %
	70代以上	243 人	52.7 %	39.1 %	5.8 %	0.4 %	2.1 %

- ◆住み続けたい理由としては、「気候や自然環境が良いから」が38.2%と最も多く、次いで「近所づきあいや人間関係で安心できるから」が29.1%、「自分にあう仕事（職場）があるから」が27.3%となっている。

その他の理由では、「生まれ育った町だから」の回答が多かった。



- ◆転出したい理由としては、「老後の生活が不安だから」が32.3%と最も多く、次いで「医療や福祉で不安だから」が29.3%、「買物などが不便だから」が24.6%、「汽車やバスなど交通機関が不便だから」が23.4%となっている。



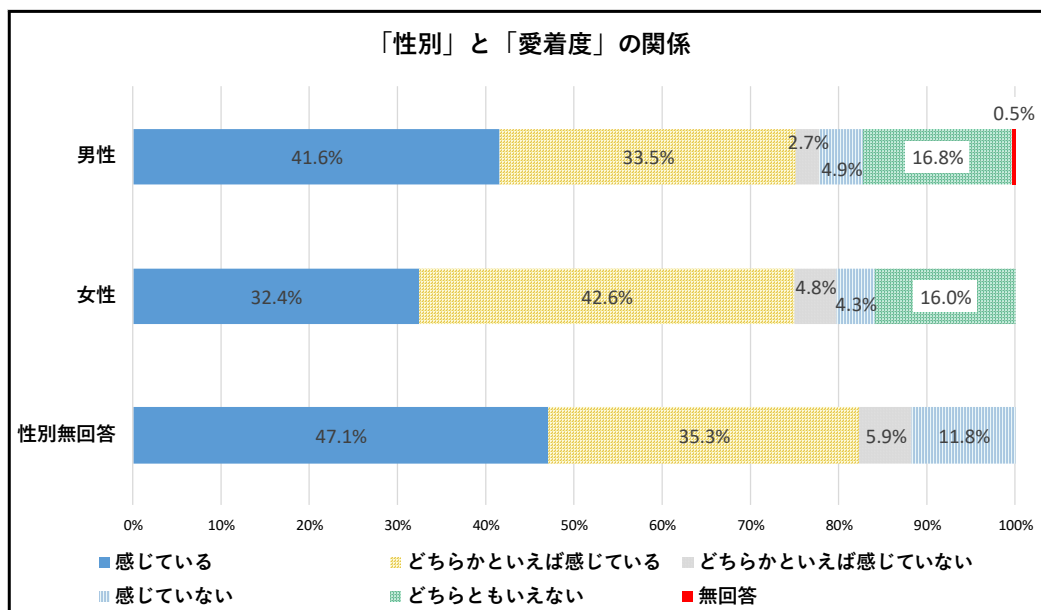
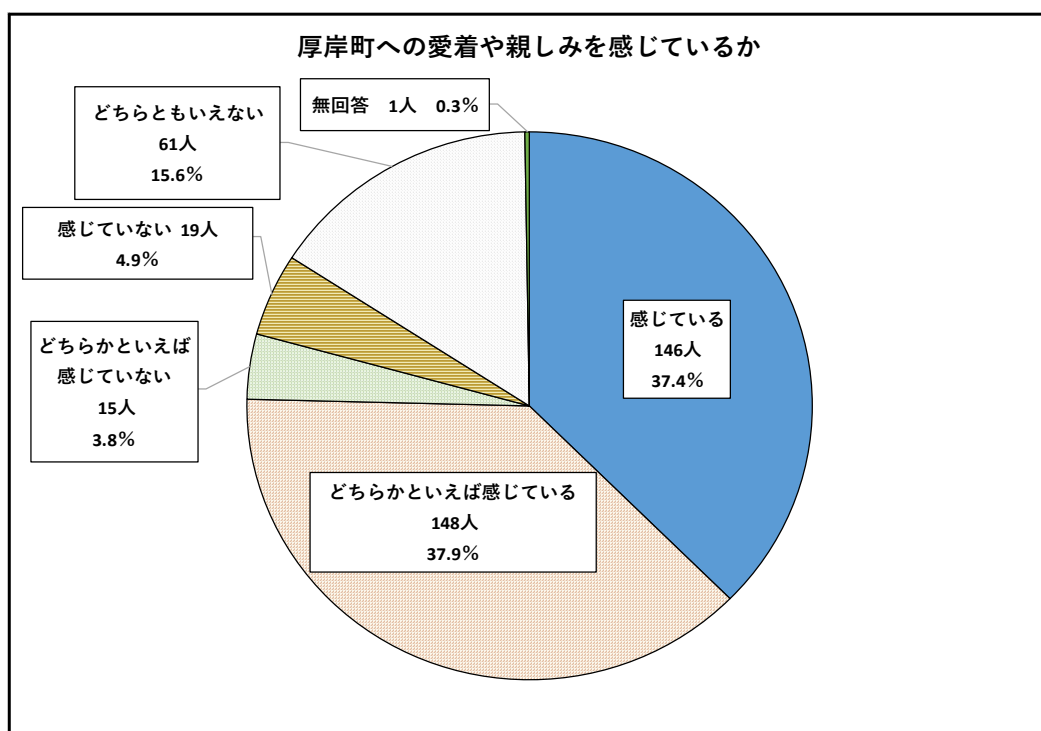
(2) 小中学生アンケート調査

(小学生：平成30年11月実施、中学生：平成30年10月実施)

■対象：町内の小学校5・6年生の児童と中学校の全生徒、男女411人
(390人から回収)

◆厚岸町への愛着や親しみについて、「どちらかといえば感じている」が37.9%と最も多く、「感じている」と合わせると75.3%と高い割合を占めている。

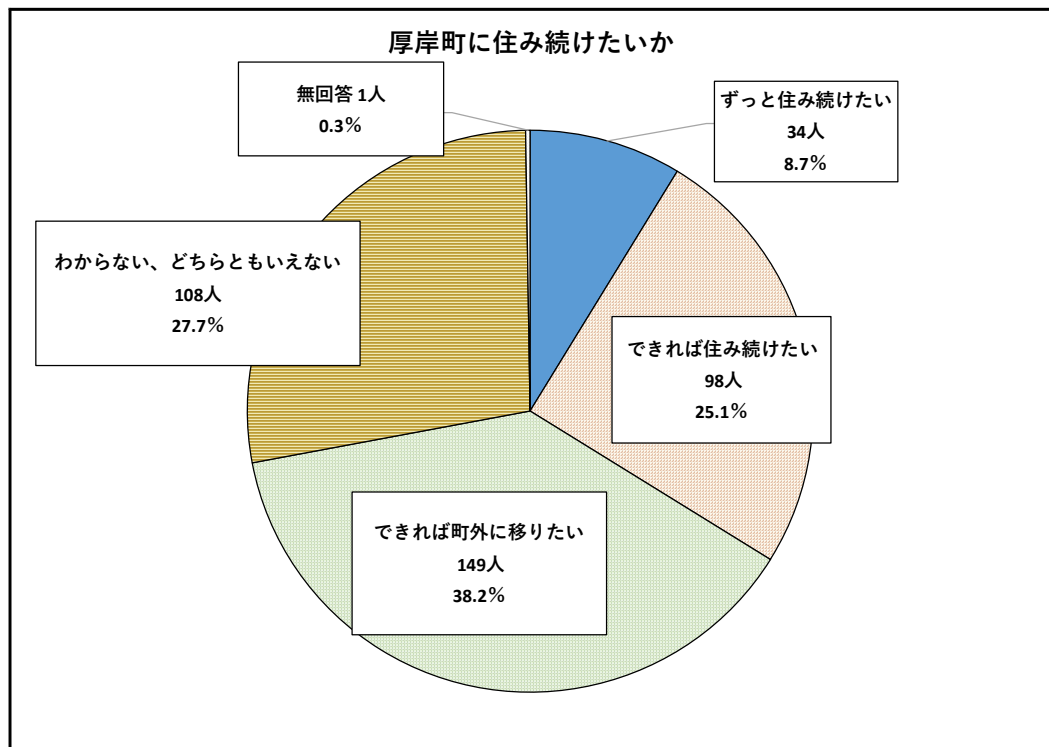
また、性別で比較すると男女共に約75%が愛着や親しみを感じていると答えており、高い割合となっている。

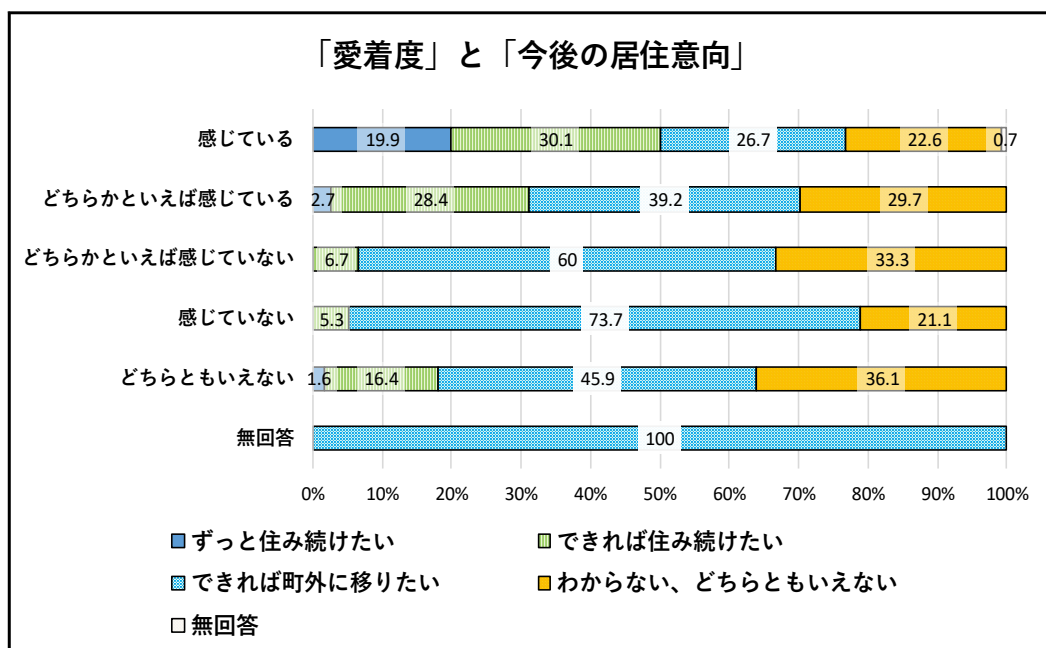
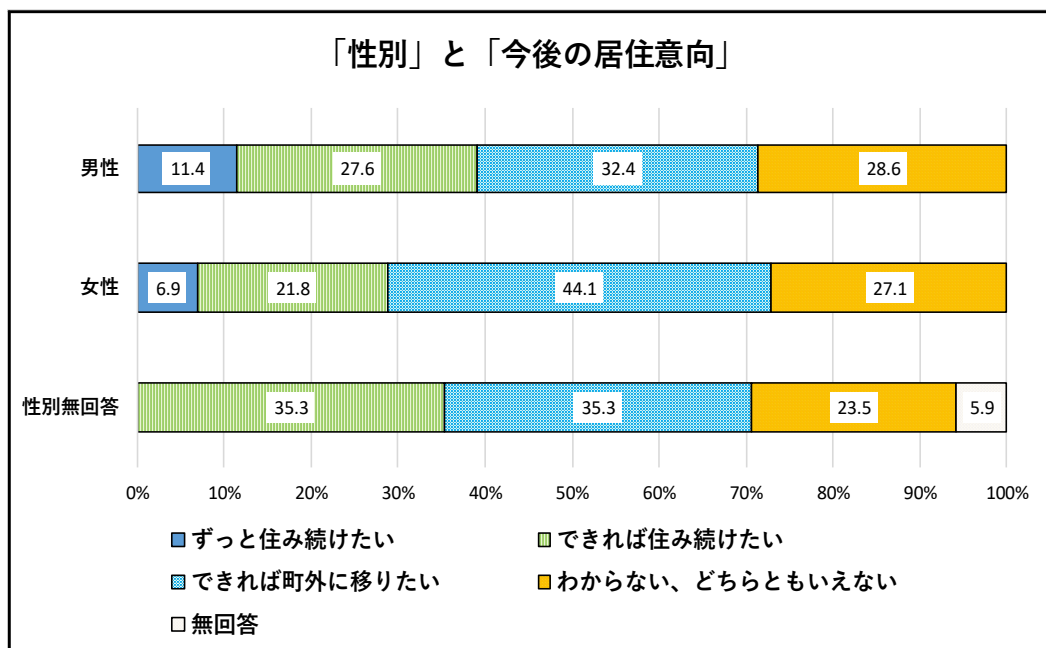


◆これからも厚岸町に住み続けたいと思いますかの問いに対し、「ずっと住み続けたい」と「できれば住み続けたい」と思う人を合わせた割合は33.8%となっている。

また、「性別」と「今後の居住意向」の関係では、「できれば町外に移りたい」と回答した人の割合が、男性の32.4%に比べ女性は44.1%と高い割合となっている。

また、「愛着度」と「今後の居住意向」の関係では、愛着が薄れるにつれて「できれば町外に移りたい」と思う人の割合が高くなっているが、愛着を「感じている」人の中にも、「できれば町外に移りたい」と思う人の割合が26.7%となっている。

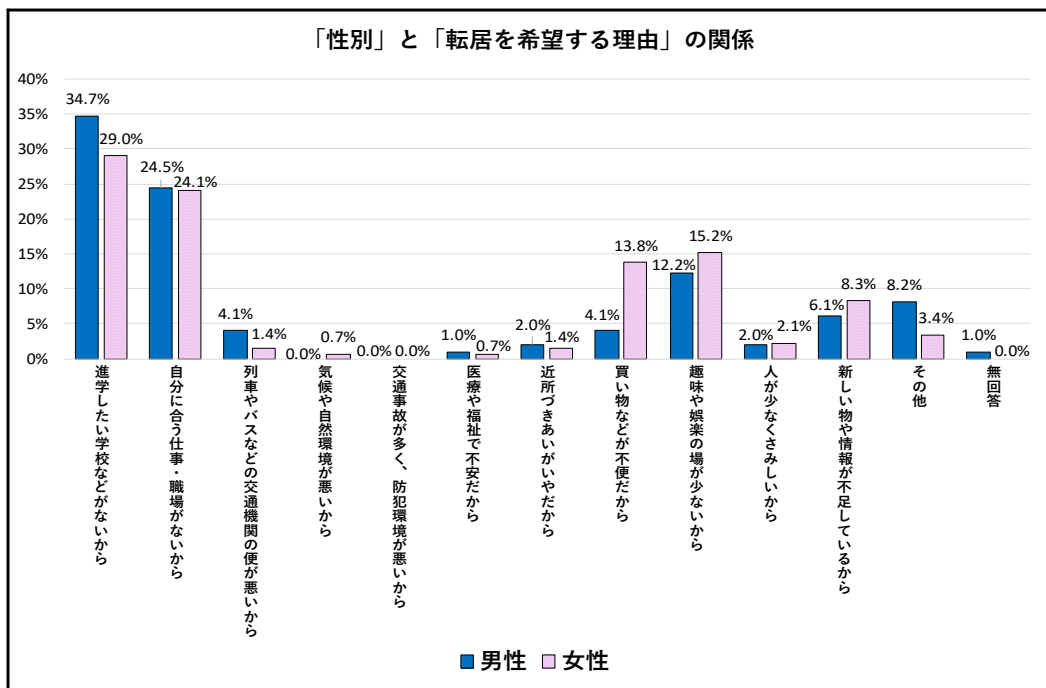
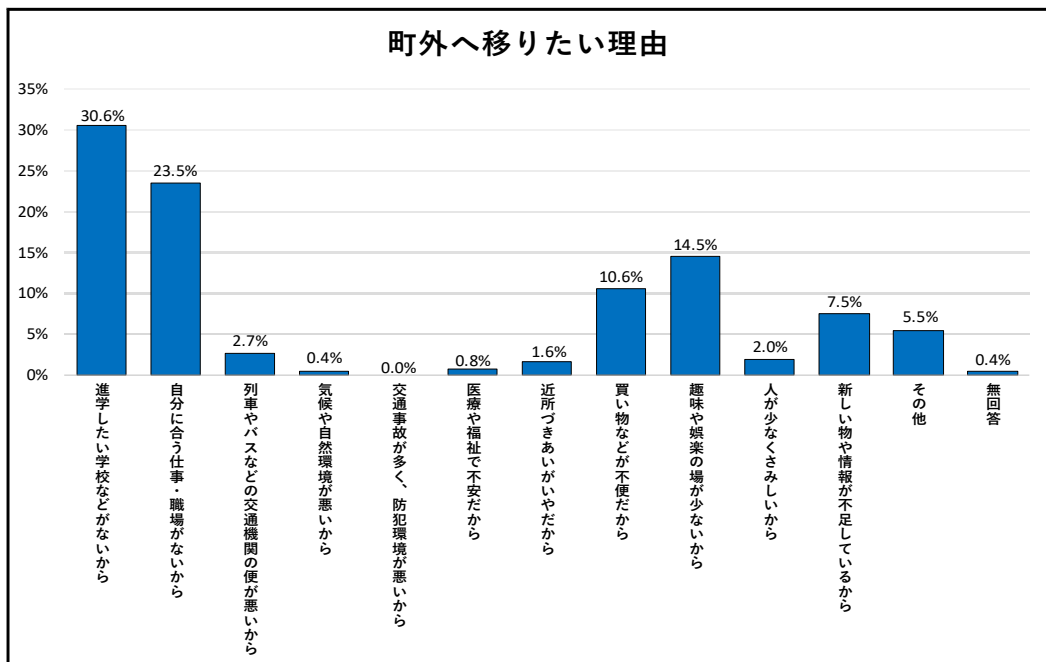




◆できれば町外に移りたい主な理由としては、「進学したい学校などがないから」が30.6%と最も多く、次いで「自分に合う仕事・職場がないから」が23.5%で、約5割の人が、今の厚岸町に進学や就職したい場所が無いと感じていることがうかがえる。

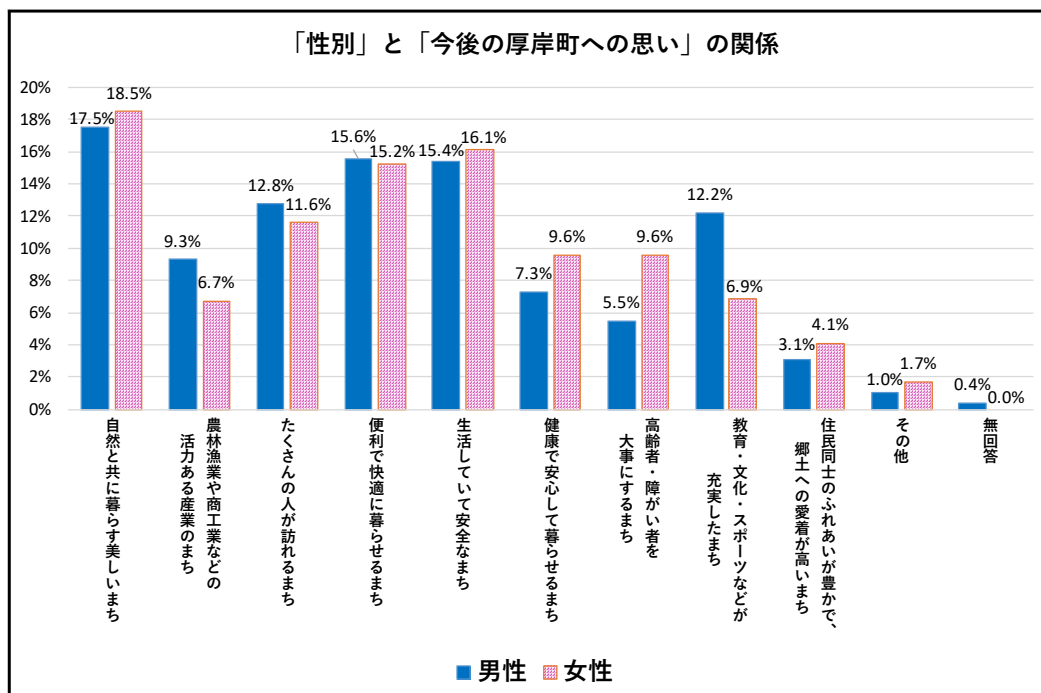
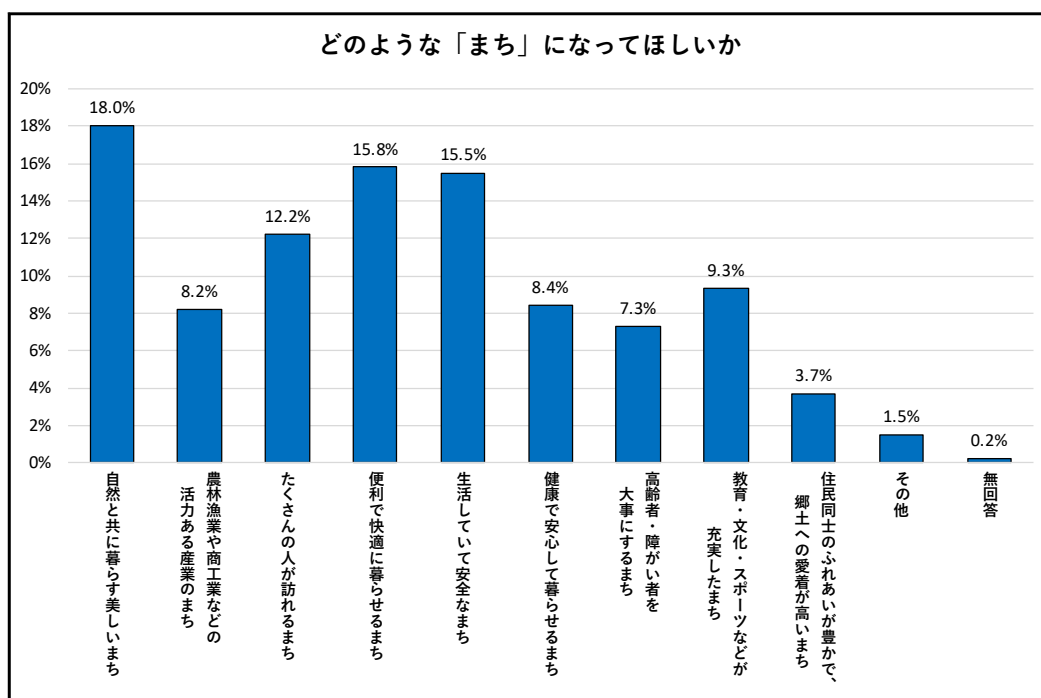
そのほか、「趣味や娯楽の場が少ないから」が14.5%、「買い物などが不便だから」10.6%、「新しい物や情報が不足しているから」が7.5%となっている。

また、性別で比較しても、男性の34.7%、女性の29.0%が「進学したい学校などがないから」が最も多い理由となっている。



◆今後、厚岸町にどのような町になってほしいかの問いに対し、「自然と共に暮らす美しいまち」が18.0%と最も多く、次いで「便利で快適に暮らせるまち」が15.8%、「生活していて安全なまち」が15.5%、「たくさんの人が訪れるまち」が12.2%となっており、全体の6割を占めている。そのほかの回答内容については、10%を下回っている。

厚岸町の基幹産業である漁業と農業に係る「農林漁業や商工業などの活力ある産業のまち」は8.2%と低い割合になっている。

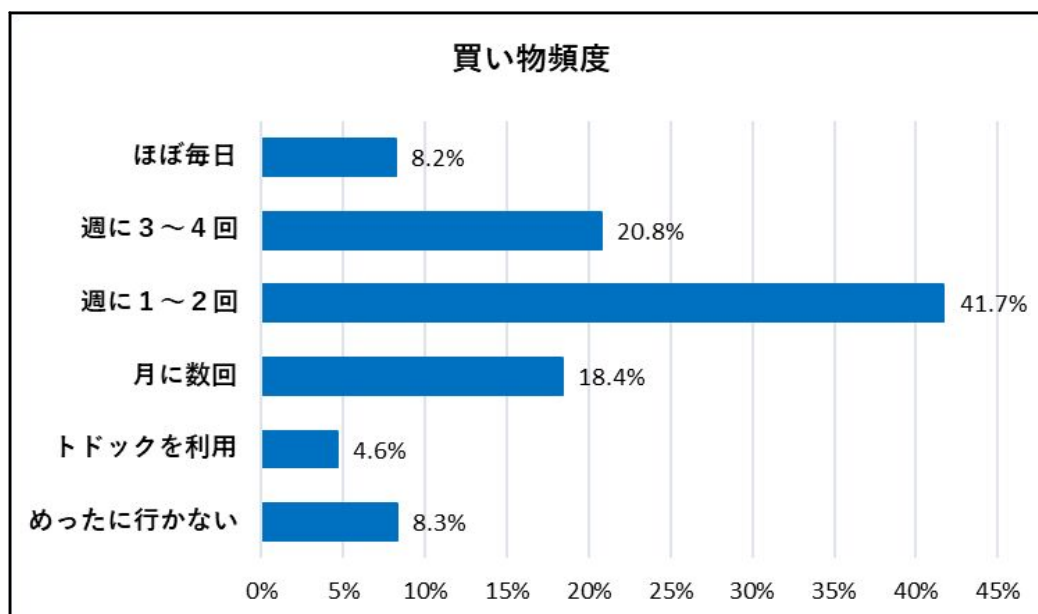
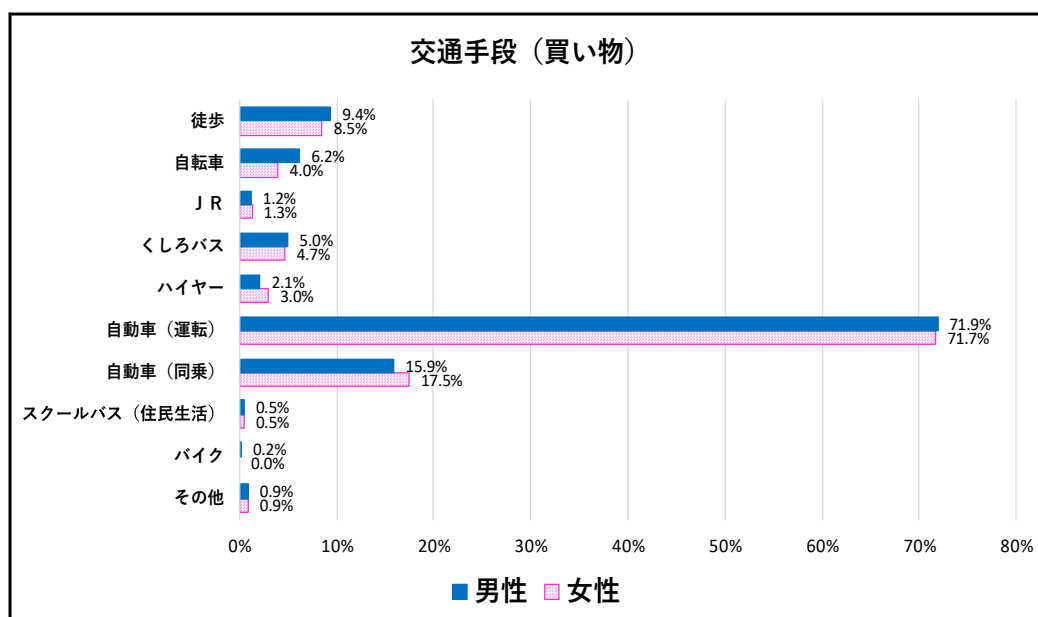


(3) その他の調査等

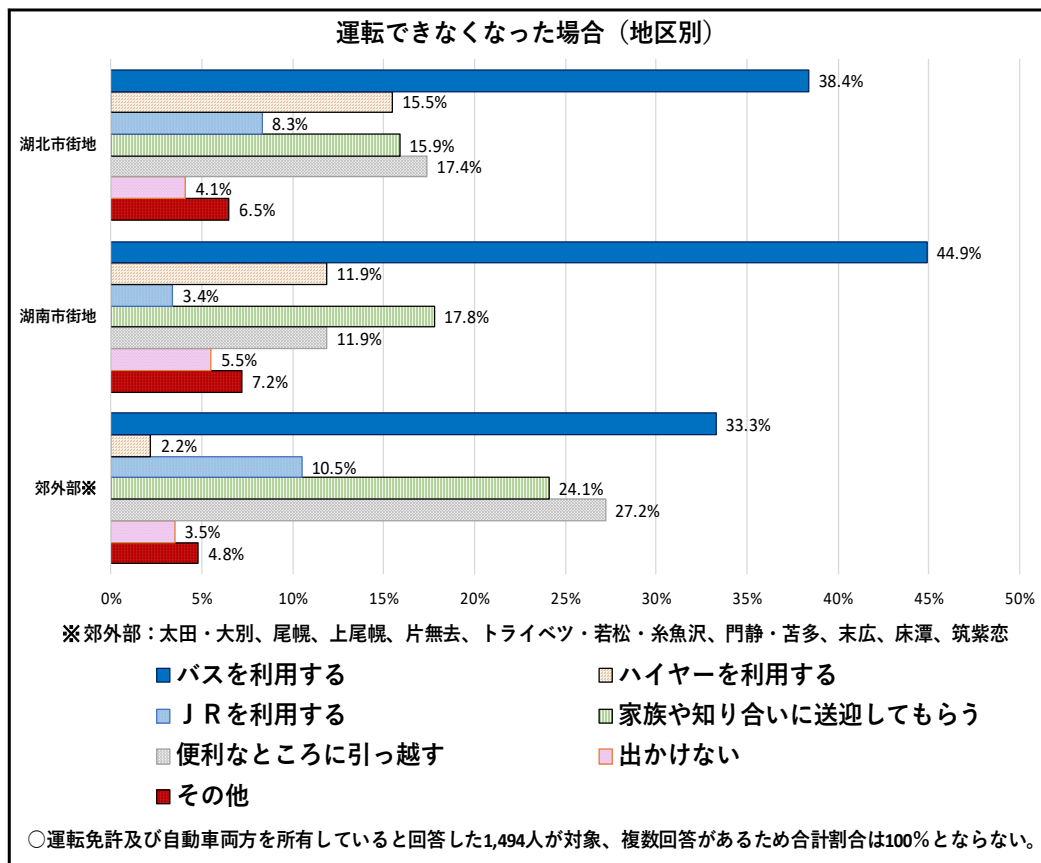
○ 厚岸町の公共交通に関するアンケート調査（平成29年6月実施）

■対象：厚岸町全町民（8,373人）（1,575人から回収）

- ◆買い物に係る移動手段について、男性、女性ともに7割以上が自動車の運転での移動に依存している状況で、頻度としては、週に1～2回が41.7%と最も多くなっている。



- ◆自動車を運転できなくなった場合、市街地、郊外部ともに「バスを利用する」の割合が高く、郊外部においては、「家族や知り合いに送迎してもらう」「便利なところに引っ越す」の割合が高い。



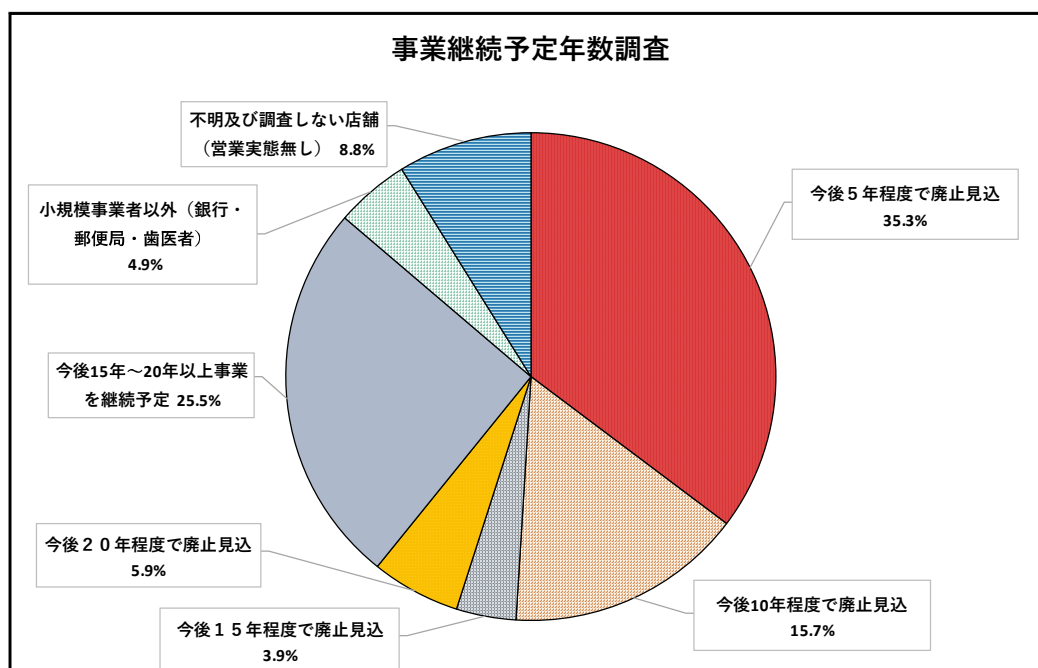
- ◆町内運行のバスは、デマンドバスは16時台、路線バスは19時台が最終運行便となっており、町内ハイヤー会社の営業時間は20時までとなっていることから、20時以降の交通手段は自動車運転以外がない状況にある。買い物や駅からの帰宅交通を考えると不便な現状がある。

○ 事業継続予定年数調査(平成31年度商工会実施)

■ 対象：湖北地区商店街50件、湖南地区商店街52件、合計102件

(巡回訪問時の聞き取り調査)

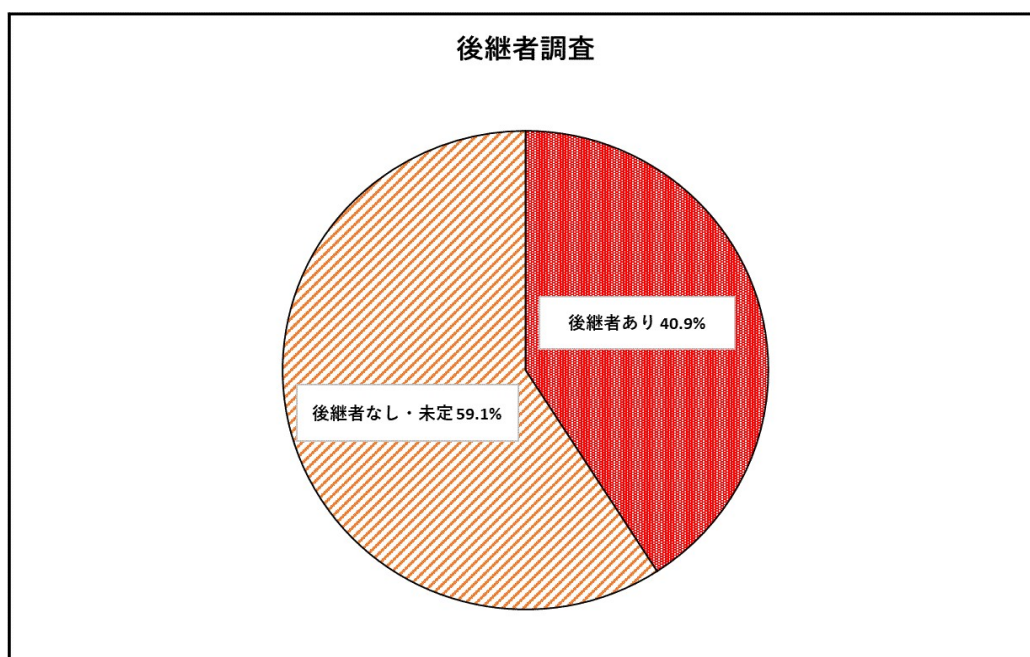
- ◆ 今後5年から20年程度で廃止を見込んでいる事業者は60.8%であり、うち「今後5年程度で廃止見込」が35.3%と最も高くなっている。



○ 後継者調査（令和6年度商工会実施）

■対象：商工業者会員247者

- ◆商工会の調査では、商工業者会員数247者（令和6年9月末）のうち年齢60歳未満が100者となっており、全体の40%となっている。60歳以上70歳未満が64者と全体の26%、70歳以上が83者と全体の34%となっている。このうち、後継者不在や未定の会員が146者となっており、全体の59.1%となっている。



○ まちづくりワークショップ（全4回）（令和5年9月～12月実施）

■対象：厚岸町民

（第1回：39人、第2回：33人、第3回：32人、第4回：25人）

【産業】

- ◆漁業を中心とした第1次産業も漁獲量が減少傾向であるなか、町外に若者が流出してしまい、産業の担い手が不足していることが課題。
- ◆農業や漁業等への積極的な情報通信技術（ICT）の活用（担い手の負担軽減）、職業体験会や説明会の実施、地域おこし協力隊等の町外の人材の活用についての検討が必要。

【観光と商業】

- ◆宿泊施設が少ないことなどから、通過型の観光が多く、観光による町の収入が少ない。桜の名所等の観光資源が少ないことが課題。
- ◆レンタサイクルや宿泊場所の整備、宿泊事業者との連携による地域クーポンの発行などの検討が必要。

【雇用と移住・定住】

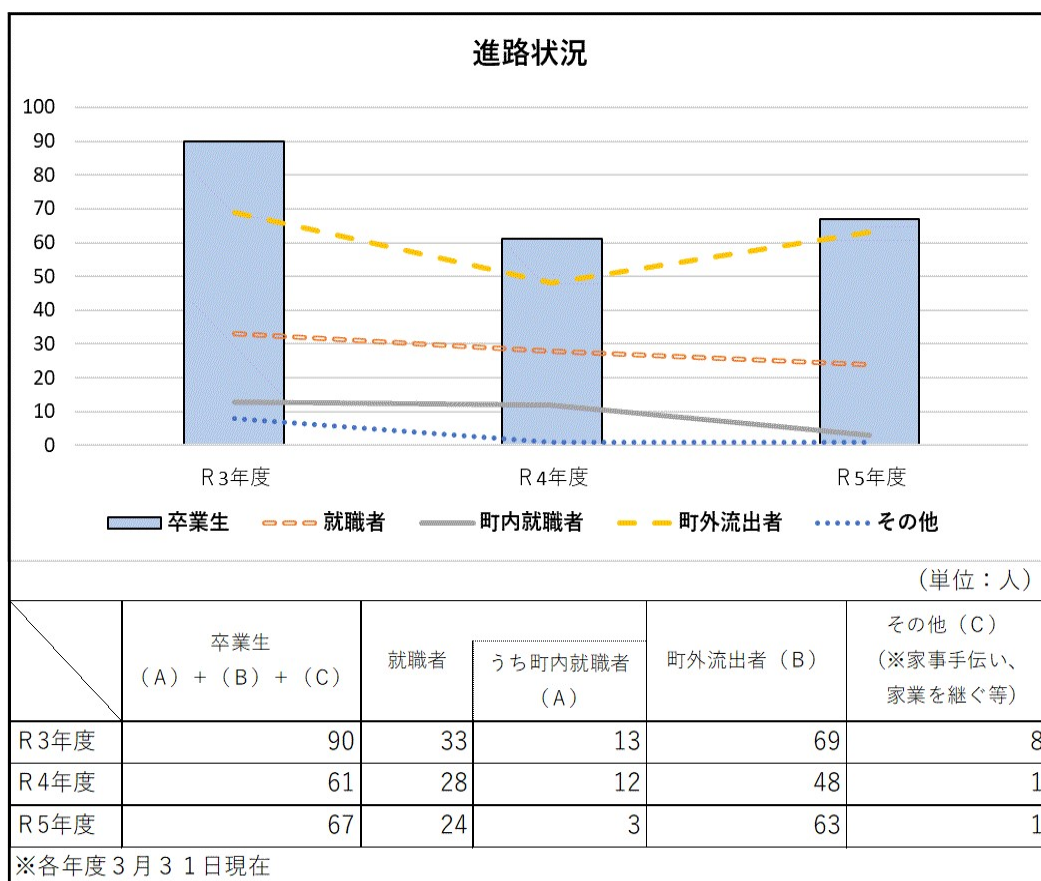
- ◆就労場所が少ないため、新卒者のほか、働き手や後継者が町外に流出する現状がある。就労関係のイベント情報や求人情報の発信を積極的に行うほか、地元企業と町民の交流の機会の創出が必要。
- ◆移住・定住者への補助金が少ないことやPRが不足している。移住・定住促進に向け、受け入れ可能な住宅や移住体験者への職業体験事業などの情報を新聞やチラシ、SNS等でPRすることが必要。

【快適に移動できる生活環境の整備】

- ◆公共交通の利用者数の減少やそれに伴う便数の減少、その利便性についても課題であり、公共交通機関を使いたくなるようなイベントなどを検討し、利用促進を図る必要がある。

6 町内出身高等学校卒業生の進路状況

- ◆令和3年度は、卒業生90人中、33人が就職したが、町内での就職者は13人となり、進学も含めて町外への流出は69人で、割合にして76.6%を占める。
- ◆令和4年度は、卒業生61人中、28人が就職したが、町内での就職者は12人となり、進学も含めて町外への流出は48人で、割合にして78.6%を占める。
- ◆令和5年度は、卒業生67人中、24人が就職したが、町内での就職者は3人となり、進学も含めて町外への流出は63人で、割合にして94.0%を占める。
- ◆過去3年間の町外流出者の割合は依然として高い水準にある。



第2節 中小企業が抱える課題

1 商業

(1) 商店街の活性化

商店街は、人口減少による消費購買力の低下、大型店の進出に伴う価格競争の激化、釧路市・釧路町などの近隣商圈への消費流出、通信販売の普及、経営者の高齢化・後継者不足といった問題を抱えている。これらの影響により、本町の商業を支えてきた商店街を取り巻く経営環境は厳しさを増し、空き店舗や空き地が増加し、中心市街地の疲弊が顕著になってきている。一方、地域ではコミュニティの核となるような地域の交流の場が求められている。

こうしたニーズに対応して、地域のさまざまな課題をビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネス^{*1}を積極的に展開するなどの取組により魅力ある商店街を創り上げ、活性化を図る必要がある。

(2) 商店の魅力づくり

商店は、各店の独自性を発揮し、消費者のニーズに沿った商品サービスとして、配送サービスや高齢者向けの買い物支援、子育て世帯向けの特典など、地域と密接に結びついたサービスの提供が重要である。

このため、各店及び商店街が、町や商工会などと連携しながら意識改革や商品開発を行い、特色ある商店づくりや魅力ある商店街を形成することが重要となっている。

2 工業

(1) 製造業

水産加工業を中心とする製造業は、輸入品との価格競争や鮮魚など原材料の減少、燃油価格の変動、電気料金の値上げ、さらには長引く経済の低迷などによって経営は厳しい状況にある。

^{*1} コミュニティビジネス：地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

このため、経営環境の変化への対応や情報の共有、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進、異業種間交流による高付加価値製品の開発や環境整備などに取り組むことが必要である。

また、求人はあるが求職者の少ない状況が続き人手不足になっていることや、企業が求める人材と求職者が求める条件が合わないというミスマッチが原因と思われる若年層の早期離職の増加もあり、雇用に関わるさまざまな課題に直面している。

(2) 建設業

地域経済の低迷が長期化する中、建設業は、後継者の人材育成や若年層を積極的に雇用することができなくなっている。

人材不足は、品質管理や安全対策に悪影響を及ぼすばかりでなく、受注機会の喪失に繋がる恐れがあることから、技術、技能の伝承・向上のための支援を図ることも必要である。

また、公共事業の動向に大きな影響を受けることから、安定した経営の維持が困難であるほか、労務費や原材料費の価格上昇などにより利益も減少しており、事業所の経営革新や新分野への進出に対する支援が必要である。

3 観光

観光客の入込数は、新型コロナウイルス感染症による一時的な減少を経て、回復基調にあり、近年では、厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生や、厚岸ウイスキーの国際的な評価、道東自動車道延伸による道央圏などからの利便性向上などにより増加傾向にある。

しかし、観光客は増加傾向にあるが、依然として、通過型の観光がメインとなっていることから、宿泊施設の充実や長時間滞在が望める観光プランの開発が重要である。

また、イベントのマナー化や案内標識の多言語標記が少ないこと、観光施設の老朽化などの課題があり、施策を展開していくうえでは、推進母体となるべき観光協会の組織強化や関連団体との連携強化が重要となっている。

4 事業経営支援

事業者が厳しい経営環境を乗り越えるためには、経営革新や新分野への挑戦を積極的に行える環境づくりが重要である。事業計画の策定や事業を実施するための支援のほか、事業計画の実行性を高めるため、金融機関や商工会、専門家と連携を強化し、経営の安定化に向けた継続的な支援が必要となっている。

5 後継者対策の支援

事業所の多くは、経営者の高齢化や後継者不在などにより、経営の低迷や廃業に直結する可能性が高い現状にある。

また、事業所の代表者が高齢であるほど、事業承継に係る時間的猶予は短くなり、後継者対策は極めて重要である。

このため、事業承継が難しい事業者に対しては、事業承継引継支援センターなどの各機関と連携し、マッチング制度を活用した第3者承継の促進や、事業譲渡の支援などが重要となっている。

6 起業・創業の支援

地域経済の衰退に歯止めをかけるためには、起業・創業を促進する必要がある。起業・創業希望者、特に若年層にとっては、起業・創業に係る経済的・技術的負担が大きいことから、資金調達や創業計画の策定・フォローアップ等、起業・創業の取組に対する伴走型の支援や相談体制を強化する必要があるほか、新たな支援制度について検討する必要がある。

7 人材の確保と育成

少子高齢化の進行や新規学卒者の町外への流出は、労働力不足や消費購買力の低下、人口の減少などに拍車をかける恐れがあり、町の経済はますます疲弊することが懸念される。

このため、地元企業との連携を強化し、雇用の把握と職業紹介・情報提供の充実に努める必要がある。また、若年者のみならず、働く意欲のある女性や高齢者、障がい者等の個性や特性、能力を生かす雇用や能力開発を促進する必要があるほか、多様な働き方を支える環境整備が必要となっている。

8 関係者の連携の強化

中小企業の各分野に共通して必要とされる「人材確保・後継者育成」や「研究・開発」などの取組は、個々の業種・分野でのみ行われるのではなく、異業種と連携し、それぞれの専門技術や知識を生かして行われることが効果的である。

また、先行きが不安定なことなどから、施設や設備機器の更新に踏み切れない事業者もあり、既存の設備機器では新たな受注に対応ができないことや、設備投資や経営改善が停滞している状況が見られる。

このため、商工会をはじめとした中小企業支援機関や各種研究機関、金融機関などとの連携を強化し、こうした中小企業の動きが活発化するように、積極的な支援が必要である。

第3章 厚岸町中小企業振興計画の位置付けと期間

第1節 本計画の位置付け

本計画は、第6期厚岸町総合計画を上位計画とし、厚岸町中小企業振興基本条例第4条第1項の規定に基づく中小企業振興施策を推進するための基本的な考え方を示し、限られた財源を厚岸町民の将来に結びつける視点に立って、必要性・緊急性・優先性の高い施策に振り向けるという観点のもと、中小企業振興施策を着実に進めるための指針としての性格を持つものである。

このため、国や北海道、町内で事業を営む者、町民などの本計画への理解と協力を得て、事業や産業活動、日常生活において積極的な配慮を期待するものである。

第2節 計画期間

本計画は、厚岸町の現状や中小企業が抱える課題などを踏まえ、5年程度以内に取り組むべき喫緊の施策展開についてまとめたものであり、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とし、第6期厚岸町総合計画との整合性を図るものとする。

なお、本計画に基づく中小企業振興施策の進捗状況や成果等の評価・検証とともに、変化する中小企業の課題を的確に捉えるための分析調査などを継続的に行いながら、経済的社会的環境の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

第4章 中小企業振興施策の展開

近年、社会経済を取り巻く環境変化のスピードは加速している。新型コロナウイルス感染症や、国際的な原材料価格の高騰に加えエネルギー価格の上昇、人口減少や少子高齢化の進行による労働人口の減少、多様な働き方と労働環境の変化、デジタル化の推進など、経済界は一刻の猶予もない経営戦略の立て直しを迫られている。

厚岸町では、こうした外部環境変化の加速も視野に、本計画全体の実施期間を5年と設定し、地域経済が著しく衰退してから着手したのでは本計画自体の意味が喪失してしまう恐れもあることから、早期に着手すべき優先的事項を設定する必要がある。

このため、早急に着手すべき優先的事項を推進する「活動第1ステージ」と、第1ステージの行動開始を受けて推進・発展させる「活動第2ステージ」に分け、第1ステージ内で具体的な制度設計を行いながら支援体制や支援環境の整備を進め、まちの活動（個人・法人を問わず、まちの振興にかかわる活動）を活性化させる第2ステージへの発展を目指す段階的な実施を進めることとする。

第1節 中小企業振興施策の段階的实施

活動第1ステージは、町のリーダーシップで早期に行動を起こし、中小企業振興施策展開のための環境整備に向けた取組が始まったことを町民や事業者などに示すステージである。

なお、これまでの計画で着手できなかったものについては、優先的に着手するものとする。

具体的には、町内中小企業の振興に向けた新たな動きを町民や事業者に気づいてもらうきっかけを作るため、町自身の行動が必要不可欠である。そのため、町では「域内循環の拡大に向けた取組の推進」を掲げ、自らが発注権限を持つ公共調達における地元企業の受注機会の拡大等に向けた仕組みを整え実践するとともに、事業者に対する町内中小企業の振興に貢献する取組の喚起や町民・事業者による地元商店の利用促進・販売促進に関する運動の取組を進めるものとする。

また、町では、商工会の協力を得て、既存商工業者の事業継続の意向を確認しながら、現状のまま推移した場合の5年後・10年後における町内商工業者の状況を見通す作業を進めるものとする。その結果から、厚岸町での暮らしや経済に

とって、なくなっては困るが、このままでは将来的に失われてしまうことが想定される業種^{*1}・業態^{*2}などを見極め、その業種・業態を町内に存続させるため必要な事業承継や創業などに係る支援策や手立ての検討を行い、優先的に対策を講じるものとする。

こうした各種の取組を展開することによって、町内で事業活動が活性化されると、個々の事業者によって取組内容は変わってくるものである。それぞれに必要な支援内容を整理しながら活用できる支援策をアドバイスしたり、用意された支援策ではうまく機能しないといった場合には速やかに支援内容の再検討を町へ要請・提言したりと、町内の事業活動に対応し続ける柔軟性のある専門機関を設置して取り組むことがより有効となる。

この専門機関を「アドバイス・コーディネート^{*3}機関」と位置付け、商工会・金融機関・協同組合などの経済団体が中心になって組成し、第1次産業から第3次産業までの業界動向の看視と法人・個人を問わない支援体制を整備する。

特に、事業者などの直面する課題や支援要望を直接くみ取り、提言することのできるアドバイス・コーディネート機関の役割は大きく、産業間の連携推進時に町のリーダーシップを支援したり、支援策の制度設計や新規メニューの検討に参加したりと、町の支援機能としての役割を担う。

また、人口減少などから町内の経済市場が縮小する中で、地域経済の活性化を図るためには、外貨を町内に引き込む有効な手段として観光産業の育成が重要であり、厚岸町観光振興計画に基づき、地域資源を活用した魅力ある観光地づくりや観光情報の発信と広域連携の強化、観光推進体制の強化を図っていく。

活動第2ステージでは、町とアドバイス・コーディネート機関が中心となって、民間活動の拡大に向けた行動喚起の仕掛けや改革・革新に挑戦する人への支援を計画的に進めるものとする。

なお、活動第2ステージ以降は、事業実施の成果を検証し、可能なものは年度ごとの目標を設定し、事業所・事業者などの事業成長に見合った支援環境を整えながらチャレンジする人の広がりを推進する。

また、環境変化に迅速かつ柔軟に対応し制度内容の見直しを図るほか、効果目標の達成に向けた具体的アクションプラン^{*4}を適時明示しながら、次の振興策に着手できるような体制を維持しつつ、事業所・事業者などの支援に努めるものとする。

*1 業種：どのような商品やサービスを取り扱っているかによって分類される事業の種類。

*2 業態：営業形態(どのような売り方をするか)の違いを基準とした分類。

*3 コーディネート：物事を調整し、まとめること。

*4 アクションプラン：ある政策や企画を実施するための基本方針。または、行動計画。

【5年間で実施すべき振興策の段階的推進内容一覧】

活動第1ステージ（町のリーダーシップで早急に着手）

(1) 域内循環の拡大に向けた取組の推進

- ① 域内循環を推進する町の姿勢を内外に示す取組
- ② 地域に貢献する事業者の自覚を高める取組
- ③ 地元商店の利用・販売促進に向けた運動の取組

(2) アドバイス・コーディネート機関設立による支援環境の整備

- ① アドバイス・コーディネート機関の整備
 - ◆既存事業者の事業承継意思と手法の確認
 - ◆新規創業ニーズの確認
 - ◆経営革新や業種業態転換ニーズの確認
- ② 町とアドバイス・コーディネート機関での検討
 - ◆支援制度の創設に向けた検討
 - ◆勉強会・研究会などの行動喚起メニューの検討

(3) 外貨を引き込む環境の整備

- ① 厚岸町観光振興計画に基づいた観光地づくりの推進
 - ◆地域資源を活用した魅力ある観光地づくりの推進
 - ◆観光情報の発信と広域連携の強化
 - ◆観光推進体制の強化
- ② 地場製品の推進

活動第2ステージ（町の行動に続き民間活動を拡大）

(1) 民間行動を喚起する仕掛けづくり

- ① 行動を起こしてもらうための仕掛け
 - ◆趣味の仕事化応援活動（事例情報発信、各種勉強会）
 - ◆趣味の仕事と買い手の交流会などの機会の提供
 - ◆優先すべき支援の方向性に沿った事例情報発信、各種勉強会、創業塾、経営塾などの実施
 - ◆既存事業の承継応援活動（事例研究、勉強会）
 - ◆新規創業応援活動（事例研究、勉強会、支援制度の創設など）
 - ◆ふるさと納税返礼品としての登録
- ② 仕事ができる場をつくり、働きたい人に提供する仕掛け
 - ◆合同企業説明会等の実施
 - ◆求人情報一元化及び無料職業紹介制度の継続、制度内容の見直し検討
 - ◆移住・就労支援の総合支援策の展開を検討

(2) 改革・革新に挑戦する人への支援

- ① 次の「改革・革新」の仕組みをトータルでマネジメント
 - ◆支援制度の創設及び拡充の検討
 - ◆厚岸町観光振興計画の推進
 - ◆アドバイス・コーディネート機関によるワンストップ相談窓口の開設

【6年目以降に向けた準備】

事業実施の成果を検証しながら、中小企業振興施策を進化させる

- ◆支援制度の見直し
- ◆厚岸町観光振興計画の推進を加速
- ◆アドバイス・コーディネート機関によるワンストップ相談事業の加速
- ◆事業者の改革・革新・創業のステージに合わせた新たな支援策の整備

第2節 具体的振興施策推進の考え方

1 活動第1ステージ／町のリーダーシップで、早急に着手

- (1) 域内循環の拡大に向けた取組の推進
- (2) アドバイス・コーディネート機関設立による支援環境の整備
- (3) 外貨を引き込む環境の整備

(1) 域内循環の拡大に向けた取組の推進

人口減少や少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少、町外への買物客流出のほか購買力の低下、経済活動の広域化やグローバル化などの実態を踏まえると、町内の中小企業の持続的経営を支えるためには、基幹産業の振興とともに観光産業の展開による交流人口の増大を図り、外需で取り込んだ財貨を町内で循環させていく施策が今後ますます重要となっている。

このため、域内循環の拡大に向けた意識の醸成は、町がリーダーシップを発揮し、商工会との連携を密接にしながら官民一緒になって取り組むものとする。

また、中小企業振興施策に関する情報発信を行う際には、町民が関係していることを意識できる文言や呼びかけの工夫に配慮する必要がある。

① 域内循環を推進する町の姿勢を内外に示す取組

中小企業振興施策展開のための環境整備に向けた取組が始まったことを町が行動で示すため、町が行う工事や物品などの公共調達において、適正な競争原理のもと公正性を保ちつつ、地元企業の受注機会の拡大に向けた取組を行う。

これまでの計画において、次の「公共調達における地元企業の受注機会の拡大等に関する実施方針」をその取組イメージとして示しており、既に本実施方針を参考に取組を実施している。今後も継続実施していくものとするが、内容については並行して検討していくものとする。

なお、以降に示す取組のイメージは、いずれも同様の考えで進めるものである。

【地元企業の受注機会の拡大等に向けた方針の策定（イメージ）】

公共調達における地元企業の受注機会の拡大等に関する実施方針

1 目的

本町が行う工事、物品などの公共調達において、地元企業への優先発注及び地域資源の活用を推進するため、公共調達における地元企業の受注機会の拡大等に関する実施方針を定め、適正な競争原理のもと公正性を保ちつつ、地元企業の受注機会を確保し、持続的な成長・発展を通じて、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 適用対象

本町の全部局の公共調達を実施方針の適用対象とする。

3 事業者の定義

区 分		定 義
地 元 企 業	町 内 業 者	町内に本社、本店を有する事業者
	準町内業者	町外に本社、本店を有するが、町内に支店、営業所等がある事業者
町 外 業 者		町内業者及び準町内業者に該当しない事業者

4 町内製品の定義

町内の工場で生産、製造、加工されたもの又は町内代理店等から調達されたもの。

5 各分野における実施方針

原則として、地元企業のうち、町内業者を選定する。ただし、町内業者で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、準町内業者、町外業者の順に対象を拡大するものとする。

なお、本方針は、地元企業の受注機会の確保及び育成を図るため、地元企業への優先的な発注を推進するものであり、本町の公共調達から町外業者を排除することを目的とするものではない。

分 野	対象範囲	取 扱 要 領
公共工事	町が発注する次の契約 (1) 建設工事の請負 (2) 建設工事に関する設計、調査及び測量業務等の委託 (3) 施設の修繕	① 建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された事業者から選定することとし、原則として町内業者を選定する。 なお、技術的難易度の高い公共工事で町内業者では対応できないとき、又は町内業者だけでは競争性が確保されないときは、事業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準町内業者、町外業者の順に対象を拡大するものとする。 ② 事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、適切かつ合理的な範囲での分離・分割発注に努めることにより、町内業者の受注機会の拡大を図る。 ③ 町の公共工事の受注事業者が、下請事業者を選定する場合は、町内業者の優先に配慮するよう特記仕様書に記載する。 ④ 町の公共工事の受注事業者が、建設資材を調達する際は、町内産資材を優先して使用すること並びに町内で生産されていないものを使用する場合も町内業者からの調達に配慮するよう特記仕様書に記載する。
物品調達	町が発注する次の契約 (1) 物品の購入及び修繕 (2) 印刷製本	① 建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された事業者から選定することとし、原則として町内業者を選定する。 なお、町内業者では調達や対応できないとき、又は町内業者だけでは競争性が確保されないときは、事業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準町内業者、町外業者の順に対象を拡大するものとする。

		② 印刷を主たる業務としていない事業者に、企画・デザインを含めて印刷を発注する場合は、可能な範囲で分離発注することにより、町内業者の受注機会の拡大を図る。
その他の分野	公共工事、物品調達以外の公共調達	① 町内業者では調達や対応できないとき、又は町内業者だけでは競争性が確保されないときを除き、原則として町内業者を選定する。 ② 継続的に発注している業務委託等で、準町内業者又は町外業者と契約しているもののうち、分離・分割した発注を行うことにより、事務の効率的な執行が可能なものについては、契約更新の際に町内業者への発注に努める。 ③ 町が行う各種行事の記念品等の発注にあたっては、町内産品を活用するなど可能な限り町内業者への発注に努める。

6 実施方針の解釈と運用

(1) 本実施方針は、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上、契約の目的の達成のため、合理的な範囲で発注方法を見直し、地元企業の参入の余地を考慮する契機とするものであって、いたずらに町外業者を本町の公共調達から排除することを目的とするものではない。

また、本実施方針は、地元企業の受注機会の確保及び育成を図ることを目的とするものであり、地元企業が本町の全ての公共調達を受注することまで目的としたものではない。

(2) 本実施方針の運用においては、地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成に努めると同時に、地元企業の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

7 その他

この取組については、必要に応じてその成果等について評価・検証し、本方針の見直しを行うものとする。

② 地域に貢献する事業者の自覚を高める取組

地域に貢献している事業者が自覚を高められるよう、事業者が地域貢献を宣言するなどの意識醸成活動を仕掛け、厚岸町中小企業振興基本条例の基本理念に基づく取組を実施する事業者を募り公表する。

こうした取組を実践する事業者にとっては、広報誌やホームページなどで紹介を行うことで事業者の情報発信が行われるメリットがあるほか、広く公表することで、町民の意識醸成にもつながる仕組みでもある。

【地域貢献宣言の実施（イメージ）】

宣 誓 書	
令和 年 月 日	
厚岸町長 様	
	住 所 法人名 代表者_____
弊社は、厚岸町中小企業振興基本条例の基本理念に基づく地域経済の活性化のため、以下の取組を推進し、真摯な姿勢で臨むことを宣誓いたします。 記 — 地域を担う人材の育成に積極的に取り組む。 — 人材(社員)は地元雇用を基本とする。 — 物品の調達を可能な限り町内中小企業から行う。 — 地域経済活性化の中核的な担い手としての気概を持つ。 —。 —。	

③ 地元商店の利用・販売促進に向けた運動の取組

町外への消費の流出により、地元での購買力が低下する中、商店が年を追う毎に減少している。

町内の事業所を利用すると、町内の事業所が元気になる。町内の事業所が元気になることによって、私たちの豊かな生活が満たされ、地域全体が元気になる。町民のみならず事業所・事業者、地元企業が活性化する活動に参画する意識改革を促す情報発信等には、これまで以上の工夫と配慮が重要である。

少子高齢化が進んでいる中で、町内の商店を利用したくても閉店していて利用できない状況になることを回避するため、町民や事業所・事業者同士で「地元のお店を利用しよう」を合い言葉に、地元商店の利用促進や地元の人が購入するための販売促進に関する運動の取組を啓発活動等を含めて進める。

また、地元商店の独自性を出した配送サービスや高齢者・子育て世帯向けの買い物支援など、地域と結びついたサービスを展開する事業者を支援するほか、観光客からも利用される商店となるよう、商品やサービスの差別化やSNS等を活用した販路拡大、観光客等の利便性が向上するキャッシュレス決済の導入などを進める。

依然として、町外への購買力流出に歯止めがかからない状態が続いており、地元商店等の存在意義の重要性に対する町民などの意識醸成を図る取組を、事業者自らの経営努力とともに商工会や地元商店街組織等と継続して連携し、強力的に推進する。

(2) アドバイス・コーディネート機関設立による支援環境の整備

町内事業所への資金的支援、経営支援・環境整備支援等適切な支援策を検討し事業展開を補佐する「アドバイス・コーディネート機関」設立の必要性について、これまでの計画において示したが、現在まで設立に至っていない。

しかし、商工会においては、経営改善普及事業における支援を行っている中で、事業承継・事業発展の調査を行っているほか、個々に相談を受けた場合は随時対応しており、内容が多岐にわたる高度な相談については、専門機関や専門家を招聘しているため、今後は起業・創業、業種業態転換ニーズを含む本格的な基礎調査を町と商工会が中心となって実施し、この内容を踏まえたうえで機関を設立し、商工会が中心団体としての役割を担い、必要に応じて支援環境の整備を図る。

① アドバイス・コーディネート機関の整備

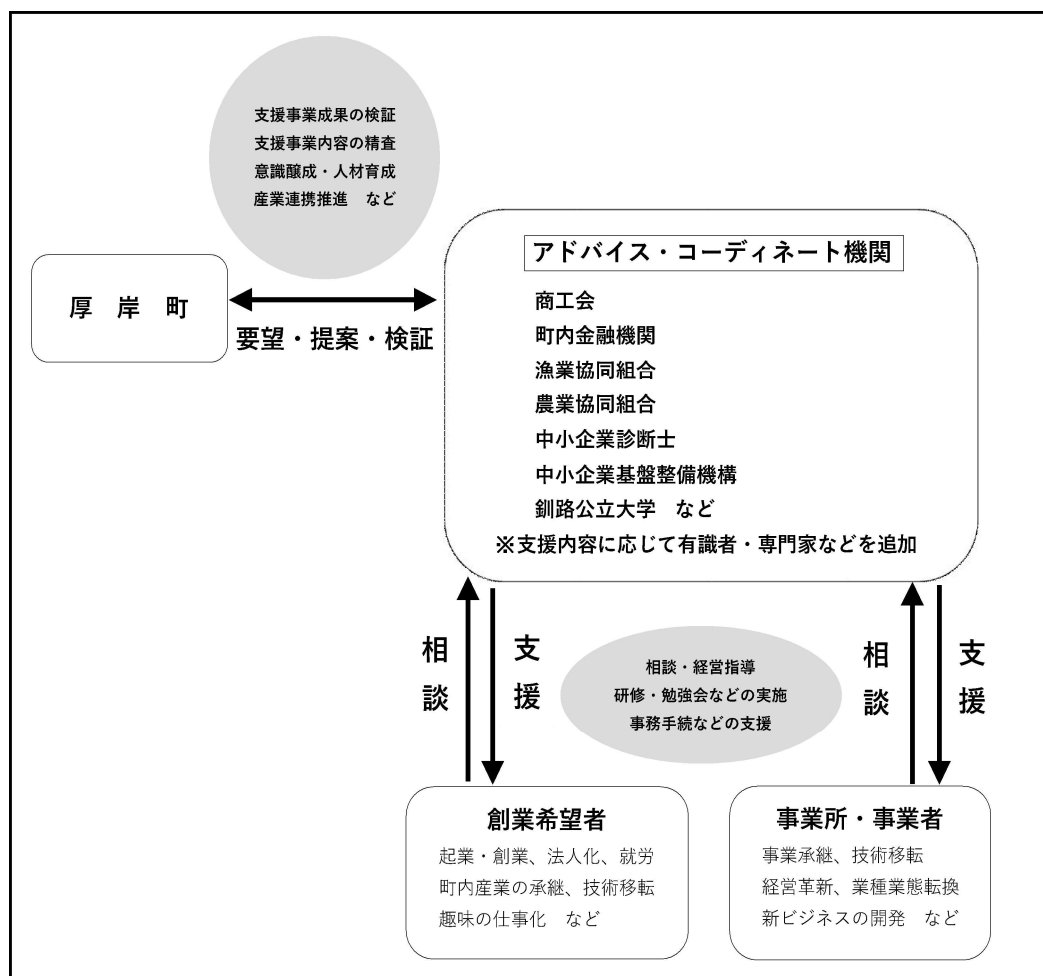
アドバイス・コーディネート機関は、中小企業振興施策として実施する支援策や支援ニーズの調整のほか、外貨獲得策、個々の相談者へのアドバイスや支援、専門相談窓口の紹介、各種の申請手続きの補助など、アドバイスやコーディネートの役割を担い、事業者の支援ニーズを町へ提言・提案できる第三者的な立場が望ましいため、商工会を中心に、経済団体や各支援機関を含めた組織体制で機関を設立する。

商工会においては、国や北海道の制度を既に活用し、相談内容に応じて専門機関の紹介や専門家を派遣しているが、農林水産業及び商工業者の連携による新商品・新サービスの開発や6次産業^{*1}化、経営改革・革新、資産等の活用促進には、多岐にわたる専門知識が必要になることから、アドバイス・コーディネート機関は、経営支援の中核となる商工会・金融機関に加え、漁業協同組合や農業協同組合のほか、相談内容や支援内容に応じた専門機関や専門家の参画など、さまざまな取組に連携し対応できる機関とする。

また、本計画を効果的・効率的に推進していくため、アドバイス・コーディネート機関は、中小企業振興施策の進捗状況や成果等の評価・検証による本計画の進捗管理に加えて、必要な制度設計の見直し検討にも関わるものとする。

*1 6次産業：農業や水産業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも事業展開している経営形態。

【アドバイス・コーディネート機関(イメージ)】



② 町とアドバイス・コーディネート機関での検討

アドバイス・コーディネート機関の整備後は、起業・創業、業種業態転換ニーズを含む本格的な基礎調査結果に基づく、効果的かつ適切な支援メニューの制度設計を行い、有効な支援制度の創設に向けた検討を進める。

また、基礎調査結果に基づき、町内における必要不可欠な事業活動を行う事業者に対して積極的な支援を行うほか、さらに発展・拡大すると見込まれる「先駆的・革新的」な取組を行う事業者に対しては、事業者の活動状況を常に把握したうえで、商工会と連携し、経営相談や専門家派遣など事業者のニーズに合わせた支援を実施する。

(3) 外貨を引き込む環境の整備

関連産業や観光振興への波及効果が大きい「厚岸ウイスキー」や、6次産業などの地域資源を活かした特産品は、観光客の土産品としての利用ニーズがあり、これら地場産品の高付加価値化やPRを行い、産業の売上機会の拡大を図ることが外貨獲得において重要であり、町として支援する。

また、自然景観や歴史・文化などを磨き上げ、多彩な地域資源を観光資源としてとらえ、国内外から観光客を呼び込む体験型観光に向けた取組を推進し、多様な情報発信ツールを活用して魅力を発信していく。

観光協会のほか、町内の経済産業団体で組織する「厚岸町観光プロモーション実行委員会」や厚岸霧多布昆布森国定公園を有する町で組織する「厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会」などにおいて、物産展イベントや観光情報誌への掲載などのPRを実施しており、引き続き、観光客の誘客に向けた事業を実施する。

① 厚岸町観光振興計画に基づいた観光地づくりの推進

豊かな自然環境の中で育った海産物や農産物のほか、自然景観や歴史・文化など、日常にある多彩な地域資源を磨き上げ、観光資源として活かし、魅力ある観光地づくりを進めるため、令和5年3月に厚岸町観光振興計画を策定した。観光振興計画に基づき、活力と魅力にあふれる持続可能な観光地づくりを推進し、外貨を引き込む環境を整備していく。

◆地域資源を活用した魅力ある観光地づくりの推進

- ・魅力ある観光地の形成
- ・地域資源を活用した滞在型観光施策の展開
- ・訪日外国人等にとって居心地の良い環境づくり
- ・豊かな自然環境を活用した施策の展開

◆観光情報の発信と広域連携の強化

- ・多様な情報発信ツールによる情報発信
- ・観光関連事業者等と連携した誘客促進
- ・広域エリアでの魅力づくり
- ・広域エリアでの魅力発信

◆観光推進体制の強化

- ・関係団体等と連携した受入体制の強化
- ・ガイドの育成

② 地場産品の推進

町には、カキ・アサリをはじめとする魚介類や、広大な酪農地帯で生産される生乳、世界でも評価されている厚岸ウイスキーのほか、直近ではクラフトビールが誕生し、豊富な地場産品がある。これら地場産品の価値を高め、道内や道外、海外への販路拡大を図ることで、外貨を引き込む環境を整備する。

また、これら地場産品のブランド力の向上のため、ストーリー性を重視した商品の紹介を進めるとともに、町内外のイベントへの出展、インターネットサイトやふるさと納税を活用した全国販売の強化を推進するほか、展示会や商談会への出展支援を行い、新たな市場開拓を促進する。

さらに、飲食店や宿泊施設との連携を深め、地場産品を活かした食の観光を推進することで観光客の消費拡大を図り、ここでしか味わえない特別な価値として、SNS等でPRを実施する。

2 活動第2ステージ／町の行動に続き、民間活動を拡大

- (1) 民間行動を喚起する仕掛けづくり
- (2) 改革・革新に挑戦する人への支援

(1) 民間行動を喚起する仕掛けづくり

まちの将来予測から、優先すべき支援の方向性が定まった後は、民間の活動拡大に向けた行動喚起を仕掛けることとする。

未来の厚岸町がどのようなまちであるべきか、という意識の共有を促す事業から始める。また、町の産業PRや町民の趣味・手仕事などの小さなビジネスチャレンジを促し、毎日の暮らしの中に、地域の人や、事業所などの存在を認識されることが重要である。

続いて、町全体で学生などへの職業観の育成や就労意識の醸成に向けた取組として「まちの将来を担う自分の役割」を意識づけ、大人には「町内で働く必要性や重要性」の意義を再認識する施策を実施する。

また、創業・事業承継の支援を引き続き展開するほか、産業間の相互扶助といった次のステップに向けた活動へと進展させる。

行動を起こしてもらうための仕掛け

- ・趣味の仕事化応援活動(事例情報発信、各種勉強会)
- ・趣味の仕事と買い手の交流会などの機会の提供
- ・優先すべき支援の方向性に沿った事例情報発信、各種勉強会、創業塾、経営塾などの実施
- ・既存事業の承継応援活動(事例研究、勉強会)
- ・新規創業応援活動(事例研究、勉強会、支援制度の創設など)
- ・ふるさと納税返礼品としての登録

仕事ができる場をつくり、働きたい人に提供する仕掛け

- ・合同企業説明会等の実施
- ・求人情報一元化及び無料職業紹介制度の継続、制度内容の見直し検討
- ・移住・就労支援の総合支援策の展開を検討

① 行動を起こしてもらうための仕掛け

町民の趣味の仕事化を創出するためには、情報提供や販売活動の場の提供、自分の商品を上手に売るための学習機会の提供などの環境づくりが必要である。これまでも各団体が主催するイベントにおいて、町民による手作り品の交流販売などは行われてきたが、未だに十分とはいえない現状にある。

このため、町や産業団体などによる町民向けイベントの開催や運営支援を行うことにより、町民誰もがビジネスチャレンジできる機会を増やし、楽しく行動し続けられる環境づくりに努める。

また、事業者だけではなく個人・任意団体も対象となる特産品等開発支援制度の周知を図り、利用の促進を図る。

さらに、事業者も含め、商工会主催の個別相談会などによる事業展開手法を検討する機会や、各種制度の情報提供のほか、商工会で策定した経営発達支援計画に基づき、展示会・商談会への出展やインターネットの活用による新たな需要開拓、チラシ・パンフレットの作成などの支援を行う。

◆町民に対する『まちの産業を知り意識改革を図る啓発』

- ・町内イベントでのPR、啓発活動を実施し、町民の意識改革を図る
- ・地域コミュニティを強化するための、町民の意識改革を図る

◆町民の趣味や手仕事で『ビジネスチャレンジ』できる環境づくり

- ・事業活動を行っていない町民でも、趣味の交流販売などまちのイベント内で出展できる環境をつくる
- ・空き店舗活用などの事業と合わせて、自分のペースで交流販売できる環境をつくる
- ・インターネットの活用による需要開拓やチラシ・パンフレットの作成などを支援する



【効果目標】新時代の「地縁型地域」を意識する環境への転換

- ・まちの要素として必要不可欠な業種・業態があると知る町民意識改革
- ・交流から「地縁」を感じ取り、その一員であろうとする町民意識改革
- ・普段の暮らしの中で、まちの人、事業所などの存在を意識し、「買物をする時に一度考えてみる、そして選択をする」という初期行動の喚起

◆既存事業者等に対する『経営意識の向上を図る意識改革』

- ・経営改善、経営革新に必要な情報を提供する
- ・事業PRやニーズの把握に役立つ事業への参加を促進する
- ・事業承継や産業承継を考える意識の醸成を図る
- ・独立開業を目指す人への支援体制の充実を図る
- ・特産品等開発支援制度の利用促進を図る
- ・展示会・商談会への出展を支援する
- ・ふるさと納税制度を活用した返礼品の登録を促進する
- ・キャッシュレス決済の導入を検討する



【効果目標】 産業界全体で「育成ムード」が向上

- ・自分の商売も含め、将来どうあるべきかを考える環境づくり
- ・若きチャレンジャーを応援する環境づくり
- ・まちの要素として必要不可欠な業種・業態を守る意識の向上

② 仕事ができる場をつくり、働きたい人に提供する仕掛け

仕事ができる場をつくることとして、事業者の多様な働き方の導入に向けた情報の提供や、改革・革新の取組に合わせた働き手を募集する取組と、学生などがまちの仕事を知り、仕事の職業観や就労意識を高める取組、趣味の仕事化の支援を行う。

町内で働きたい人と町内事業者とのマッチングを円滑にして人手不足などを解消するため、引き続き求人情報一元化及び無料職業紹介制度の周知に努めつつ、より町民が利用しやすい体制や更に充実した支援内容となるよう、必要に応じて制度の見直しを検討する。

また、町民の趣味の仕事化には、イベント会場等での販売場所の提供のほか、事業活動を行っていない個人も対象となる補助制度の創設や既存の制度の要件緩和などを検討する。

◆学生などの若手に対する『学校と連携した担い手育成』

- ・まちの産業と働き方のPR、自分の目標を立てる意識の醸成を図る
- ・町内事業者への就職やミスマッチの解消を図るため、合同企業説明会等を開催する

◆既存事業者に対して

- ・テレワーク環境の整備や副業などの柔軟な働き方を推進する
- ・移住希望者とのマッチングを図る
- ・職業訓練や働きたい人のスキルアップを支援する



【効果目標】 まちに残って生きていく、まちを守る意識の醸成

- ・まちに残り先輩達からまちの将来を引き継ごうとする意識の醸成
- ・同世代から指示される商売を形作り、未来の産業を創り出す意識の醸成

◆創業予定者、新産業創出予定者に対して

- ・商工会などの支援機関やアドバイス・コーディネート機関による事業計画・経営計画策定、補助金の活用、金融・税務・労務などを支援する
- ・固定資産税課税免除制度の周知と支援を図る
- ・新たな補助制度を検討する

◆産業間の相互扶助／連携に対して

- ・6次産業化、農林水産業及び商工業者の連携、商工観光連携など、地域全体で産業連携できる体制をつくる
- ・観光などの町外市場開拓が可能なツールを活用する環境を整備する



【効果目標】 政策や経済の変化に対応し続けるための環境整備

- ・行動し始めた人への支援活動の展開と、これから起こりうる変化に対応し続けていくため、産業の垣根を越えた知恵の結集と行動を起こすための準備活動

(2) 改革・革新に挑戦する事業者への支援

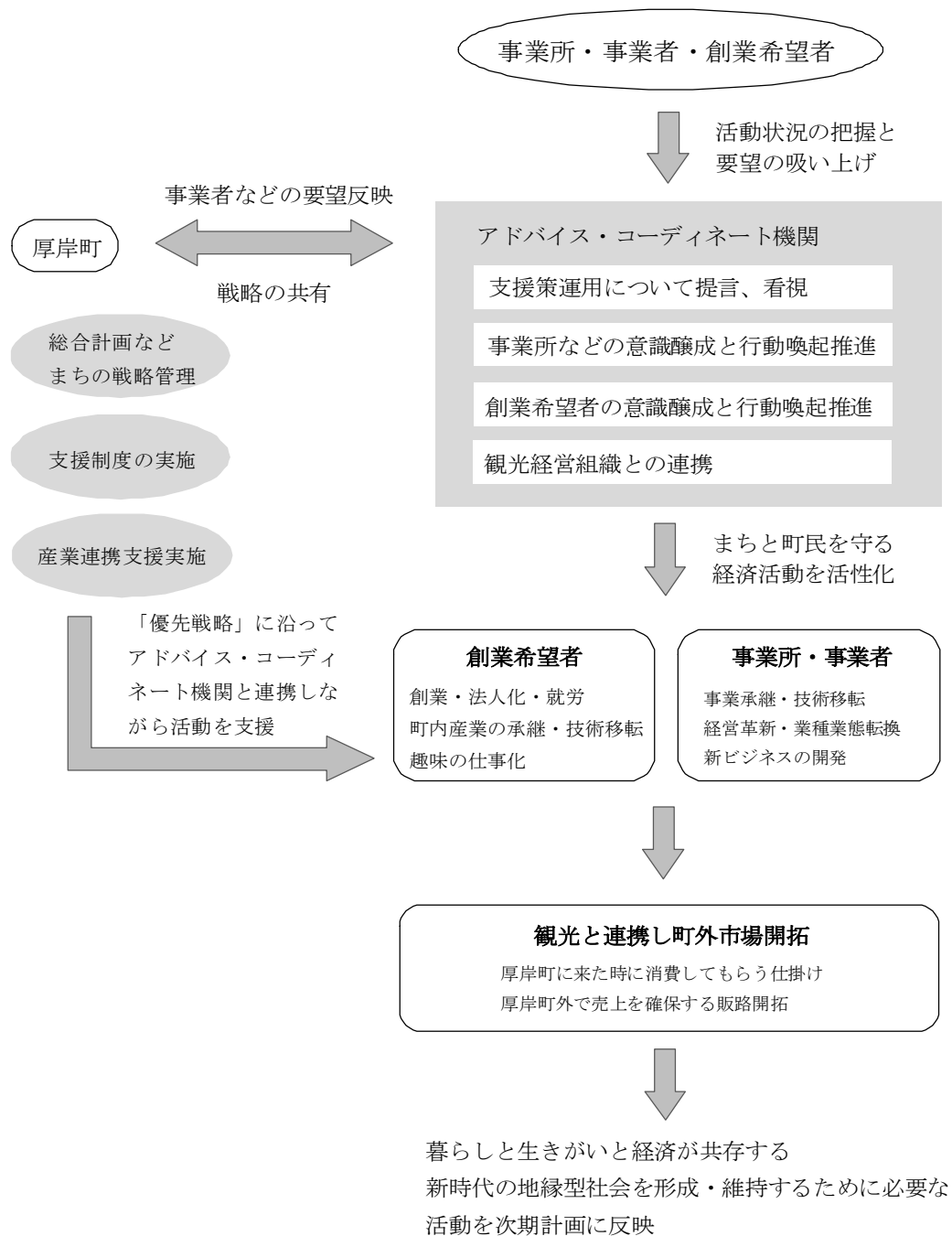
町独自の融資制度や、事業者だけではなく個人・任意団体も対象となる特産品等開発支援制度を引き続き実施し、新しい産業の創出や、既存企業の新分野への進出などの取組を支援するほか、災害時等が起きても事業を継続できるよう事業継続計画策定の支援を図る。

また、創業予定者や新産業創出予定者への支援制度は少ないため、書類作成や事業計画へのアドバイス、資金調達の相談、助成・補助金の利活用、デジタル化の推進や販路開拓の支援など、事業者が挑戦しやすい環境を整備する。

「支援機関の整備」「産業育成ムードの高まり」「町民の意識改革」「観光振興計画の推進」のすべての活動が連携し始め、相乗効果のある中小企業振興施策が展開されることが目標であり、将来のまちの基盤となる仕組みを考えながら、革新や改革を推進する。

- ・ 支援制度の創設や拡充について検討する
- ・ 厚岸町観光振興計画を推進する
- ・ アドバイス・コーディネート機関によるワンストップ相談窓口を開設する
- ・ ふるさと納税の返礼品を含めた特産品の開発や販路の開拓を支援する
- ・ 各種融資や設備近代化資金貸付制度の活用を図る

① 次の「改革・革新」の仕組みをトータルでマネジメント



参 考 資 料

1 令和6年度における厚岸町の中小企業振興施策の概要

●厚岸町小規模商工業者設備近代化資金貸付制度

▷設備の近代化を図る小規模商工業者を支援

以下の要件に該当する場合に、利子補給及び保証料補助を行う

【交付対象】

- (1) 町内に独立した事業所又は店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上営んで常時使用する従業員が商業及びサービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の事業
- (2) その他経営内容が(1)と同様の実態にあると町長が認めた事業者
- (3) 町税等に滞納がない事業者(現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実と認めるときは、この限りではない)

【利子補給等の対象となる貸付資金】(次のすべてを満たす資金)

- (1) 機械等(機械、店舗等その他これらに類する事業用資産)を取得又は改良するための資金
- (2) 北海道信用保証協会の定める保証対象業種を営む小規模商工業者に貸し付ける資金
- (3) 町長の推薦により貸し付ける資金

【利子補給等の対象となる貸付限度額】

単年度の総額を 5,000 万円とし、1小規模商工業者につき 1,000 万円

【貸付利率】

町と融資機関との協議により決定する利率

【償還期間】

貸付資金が500万円以下の場合 5年以内
 貸付資金が500万円を超える場合 7年以内

【信用保証】

必要により、北海道信用保証協会の保証付とする

【償還方法】

月賦償還(元金均等払い)

【利子補給及び保証料補助の金額】

貸付資金を借り入れた小規模商工業者が融資機関に支払う利子を全額補給し、保証協会に支払う保証料の1/2を補助する。ただし、遅延利子については、この限りではない

【貸付実績】(直近5年間)

年度	貸付件数	貸付額
H31(R1)	2件	6,710,000円
R2	0件	—
R3	1件	740,000円
R4	0件	—
R5	1件	3,000,000円

【目標値】

令和7年度から令和11年度まで…貸付累計件数 25件(5件/年度)

●厚岸町中小企業融資制度

▷ 企業の育成振興並びに経営の合理化を図る中小企業を支援

以下の要件に該当する場合に、利子補給及び保証料補助を行う

【交付対象】

- (1) 中小企業基本法による中小企業者及び中小企業等協同組合法による協同組合
- (2) 町内に独立した事業所又は店舗を有して同一事業を引き続き1年以上営む事業者で、その事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であるもの
- (3) 町税等に滞納がない事業者(現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実と認めるときは、この限りではない)

【貸付金の種類】

運転資金及び設備資金

【貸付金額及び貸付期間】

種類	貸付金額	貸付期間
運転資金	1貸付あたり1,000万円以内	7年以内(据置期間1年以内)
設備資金	1貸付あたり1,500万円以内	10年以内(据置期間1年以内)

【貸付利率】

町と融資機関との協議により決定する利率

【信用保証】

北海道信用保証協会の保証付とすることができる

【償還方法】

割賦又は一時償還

【利子補給及び保証料補助の金額】

貸付資金を借り入れた事業者が融資機関に支払う利子の1%分、北海道信用保証協会に支払う保証料の全額を補助する。ただし、遅延利子については、この限りではない

【貸付実績】(直近5年間)

年度	貸付件数	うち設備資金	貸付額
H31(R1)	29件	13件	142,860,000円
R2	9件	3件	49,000,000円
R3	20件	10件	127,520,000円
R4	20件	4件	97,730,000円
R5	27件	10件	195,460,000円

【目標値】

令和7年度から令和11年度まで…貸付累計件数 150件(30件/年度)
うち設備資金 50件(10件/年度)

●厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除制度

▷町内に事業場を取得及び設置した事業者を支援

以下の要件に該当する場合に、固定資産税の課税を3年間全額免除する

【対象要件】

・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくもの

- (1) 青色申告をしている個人又は法人
- (2) 製造業又は旅館業においては、取得価格の合計額が500万円を超えるもの(資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人にあつては2,000万円とする)
- (3) 情報サービス業等または農林水産物等販売業においては、取得価格の合計額が500万円を超えるもの
- (4) 町税等に滞納がないこと(現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実と認めるときは、この限りではない)

・地域未来投資促進法に基づくもの

- (1) 北海道から承認された地域経済牽引事業計画に従って設置した対象施設
- (2) 町税等に滞納がないこと

【対象となる固定資産】

・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくもの

- (1) 事業の用に供する家屋
- (2) 償却資産
- (3) 事業の様に供する土地であり、土地の取得後1年以内に対象家屋が新設されたもの

・地域未来投資促進法に基づくもの

- (1) 対象施設の用に供する家屋
- (2) 対象施設の用に供する構築物
- (3) 取得の日の翌日から起算して1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があった土地

【課税の免除】

新たに課税されることとなった年度から3年間全額免除

【指定実績】(直近3年間)

年度	指定件数
R3	1件
R4	0件
R5	0件

【目標値】

令和7年度から令和11年度まで…貸付累計件数 15件(3件/年度)

●厚岸町住宅新築支援助成及び新築資金貸付金利子助成制度

▷ 町内で住宅新築を行う者を支援

以下の要件にすべて該当する場合に、住宅新築に要する費用の一部と住宅新築のために金融機関から借り受けた貸付金に係る利子を助成する

【助成対象者】

- (1) 助成金の交付申請書兼完了届出書の提出までに、厚岸町の住民基本台帳に記録されている年齢満20歳以上の者
- (2) 助成金の交付申請書兼完了届出書の提出までに、当該住宅に居住している者
- (3) 町税等に滞納がない世帯

【施工者の条件】

町内に本店を有し、建設業を営んでいる業者、又は個人の事業者で、あらかじめ登録された「町内参加登録業者」が施工を行うこと

【対象工事】

床面積が40平方メートル以上の住宅で、外構工事、敷地造成工事を除く工事費が1,000万円以上(用地購入費を含む)となる工事

【助成金の額】

・住宅新築に係る助成金の額は1戸あたり50万円とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、20万円を加算する

- (1) 助成対象者が満18歳未満かつ未就労の子を扶養し、同居している世帯又は妊娠中であって母子健康手帳の交付を受けている者を含む世帯の場合
- (2) 助成対象者又は配偶者の親と同居する場合
- (3) 助成対象者又は同居者に要介護・要支援認定者、身体障害者手帳を保有する者、精神障害者保健福祉手帳を保有する者又は障害者福祉サービス受給者証の交付を受けている者を含む世帯の場合
- (4) 助成対象者の年齢が交付申請時点で満40歳未満の場合

・新築資金貸付金利子助成金に係る助成金の額は30万円とする。ただし借入金額が1,000万円未満の場合は、30万円を上限として、貸付金の償還開始月から起算して24ヶ月の期間において、支払うべき利子相当額とする

【助成実績】(直近5年間)

年度	助成件数	助成額
H31(R1)	3件	600,000円
R2	6件	1,500,000円
R3	3件	2,800,000円
R4	3件	2,600,000円
R5	5件	4,800,000円

【目標値】

令和7年度から令和11年度…累計助成件数 50件(10件/年度)

●厚岸町住宅リフォーム支援助成制度

▷町内で住宅リフォームを行う者を支援

以下の要件にすべて該当する場合に、住宅リフォームに要する費用の一部を助成する

【助成対象者】

- (1) 助成金の交付申請及び完了届の提出までに、厚岸町の住民基本台帳に記録されている年齢満20歳以上の者
- (2) 町内に存する住宅の所有者又は所有者の2親等以内の親族であって、助成金の交付申請及び完了届の提出までに当該住宅に居住している者
- (3) 町税等に滞納がない世帯

【施工者の条件】

町内に本店を有し、建設業を営んでいる業者、又は個人の事業者で、あらかじめ登録された「町内参加登録業者」が施工を行うこと

【対象工事】

住宅リフォーム費用が10万円以上(消費税含む)となる工事

【助成金の額】

住宅リフォームに要した費用に100分の10(65歳以上又は中学生以下の子どもがいる世帯の場合は、100分の15)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、その額が1戸あたり20万円を超える場合は、20万円とする

【助成実績】(直近5年間)

年度	助成件数	助成額
H31(R1)	30件	4,337,000円
R2	41件	6,475,000円
R3	39件	5,408,000円
R4	27件	3,918,000円
R5	32件	4,947,000円

【目標値】

令和7年度から令和11年度…累計助成件数 40件(8件/年度)

●厚岸町住宅エコリフォーム補助制度

▷ 町内で環境負荷低減等のための住宅リフォームを行う者を支援

以下の要件にすべて該当する場合に、住宅エコリフォームに要する費用の一部を補助する

【補助対象者】

- (1) 町内に住所を有し、自ら居住の用に供している既存住宅を所有する者
- (2) 町内業者により住宅エコリフォーム工事を行う者
- (3) 補助金交付決定通知書の受理後にリフォーム工事を実施する者
- (4) 申請年度の2月末日までに住宅エコリフォーム工事を完了できる者
- (5) 町税等に滞納がない世帯

【施工者の条件】

建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするもので、法人にあっては、本店を厚岸町内に有し、個人にあっては、町民で建設関連業を営んでいる者

【対象工事】

住宅エコリフォーム費用が50万円以上となる工事

【補助金の額】

対象工事の100分の10(65歳以上の者又は中学生以下の子どものいる世帯は、100分の15)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、その額が1戸あたり50万円を超える場合は、50万円とする

【補助実績】(直近5年間)

年度	補助件数	補助額
H31(R1)	0件	—
R2	0件	—
R3	2件	250,000円
R4	0件	—
R5	0件	—

【目標値】

令和7年度から令和11年度…累計補助件数 2件

●厚岸町住宅用太陽光発電システム設置奨励制度

▷町内で住宅用太陽光発電システム及び定置用蓄電池を設置する者を支援

【交付対象者】((1)か(2)のいずれかに該当する場合)

- (1) 自ら居住している又は居住しようとする町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)若しくは住宅と同一敷地内に、新たに対象設備を設置する者
- (2) 建売住宅供給者等から自ら居住するため、対象設備が設置された住宅を購入する者

【交付要件】(以下の要件にすべて該当する場合)

- (1) 電力会社への低圧太陽光発電設備系統連系・電力購入申込を行い、系統連系に係る契約を締結すること
- (2) 町税等に滞納がない世帯であること
- (3) 以前に町から対象設備への奨励金の交付を受けていないこと

【対象設備】

・住宅用太陽光発電システム

- (1) 低圧配電線と逆潮流有り(電力の余剰分を電力会社へ送電すること)で連系し、電力会社と電力受給契約を締結するもの
- (2) 発電出力が10キロワット未満のもの
- (3) 未使用のもの(中古品は対象外)
- (4) 発電量を記録できる装置(モニター等)が設置されているもの

・定置用蓄電池

- (1) 太陽光発電システムと同時に設置し、又は既に設置している同システムに接続するもの
- (2) 常時、太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池
- (3) 未使用のもの(中古品は対象外)
- (4) 蓄電容量が1キロワットアワー以上17.76キロワットアワー未満であるもの

【奨励金の額】

奨励金の額は、次のとおりとし、15万円を上限(※)とする

- (1) 住宅用太陽光発電システム 1キロワット当たり3万円に発電出力を乗じて得た額
- (2) 定置用蓄電池 1キロワットアワー当たり2万円に蓄電容量を乗じて得た額

※ 既存住宅に太陽光発電システム及び定置用蓄電池を同時に整備する場合は、15万円を上限として、前述の方法で算出した額に加算することができる

【実績】(直近5年間)

年度	奨励件数	奨励金額
H31(R1)	6件	768,000円
R2	3件	450,000円
R3	4件	558,000円
R4	3件	450,000円
R5	5件	720,000円

【目標値】

令和7年度から令和11年度…累計助成件数 30件(6件/年度)

●厚岸町ハッピーブライダル奨励制度

▷町内で結婚披露宴等を行う者を支援

以下の要件にすべて該当する場合に、結婚披露宴等に要する費用の一部を助成する

【交付対象者】

- (1) 婚姻届を提出又はこれから提出する者で、町内で結婚披露宴等を行う者
- (2) 出席者が30人以上の結婚披露宴等を行う者(特別な理由により30人を下回った場合でも、町長が特に認めたときは、この限りではない)
- (3) 町税等に滞納がない世帯(現に滞納があっても、その納入について町長が確実と認めるときは、この限りではない)

【奨励金の額】

- (1) 町内で行う結婚披露宴等に要する経費のうち、地元事業者を利用した経費に10分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする
- (2) 町内に住所を有する者には、20万円を加算する

【補助実績】(直近5年間)

年度	補助件数	補助額
H31(R1)	0件	—
R2	0件	—
R3	0件	—
R4	0件	—
R5	0件	—

※ 制度の見直しを検討

●厚岸町商工業者振興事業補助制度

▷ 厚岸町商工会が行う小規模事業者に対する指導事業及び商工業者の振興と安定を図るための事業を支援

【補助対象】

厚岸町商工会が行う小規模事業者の経営改善普及事業及び一般事業のうち、町長が必要且つ適当と認めるもの

【補助金の額】

補助金の額は、次の表により算出するものとする

経営改善普及事業費	指導員人件費 補助員人件費	道の交付する小規模事業指導推進費 補助金を超える額の 100/100以内で予算の範囲内
	記帳専任指導職員	// 80/100
	福利厚生費 福利環境整備費	// 50/100
	小規模事業対策特別推進費	// 80/100
	指導事業費	// 60/100
一般事業費	地域振興対策事業	事業費の1/3以内で予算の範囲内 ただし、町長が特に認めた事業は事業 費の1/2以内で予算の範囲内

【補助実績】(直近5年間)

年度	補助額
H31(R1)	8,636,853円
R2	12,551,407円
R3	12,735,000円
R4	13,118,232円
R5	12,778,318円

●厚岸町特産品等開発支援補助制度

▷新たな特産品の開発及び商品化に取り組む者を支援

以下の要件にすべて該当する場合に、新たな特産品の開発及び商品化に取り組む事業に要する経費を補助する

【補助対象者】

- (1) 町内に住所、事業所若しくは事務所を有する個人、法人又は団体
- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 事業主又は役員が、厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でない者

【補助の対象】

厚岸町の農林水産物等の地域資源を活用し、又は商品の形状等により厚岸町をイメージするもので、かつ、厚岸町の魅力発信に結び付く特産品を新たに開発し、商品化する事業

【補助金の額】

補助対象経費の3分の2以内で上限100万円(同一年度内で1事業者につき1回限り)

補助対象経費	補助対象経費の内容
地域特産品の開発に要する経費	専門家等への謝礼金及び旅費、試作に必要な原材料費、通信運搬費、技術コンサルタント料、品質・成分等分析手数料、試作品の外注加工費、消耗品費、試作品又は地域特産品の製造に直接使用する機械装置等の購入又は賃借料(既存機械装置等の単純更新は対象外)、その他地域特産品の開発に必要な経費
地域特産品の包装等の開発に要する経費	商品、パッケージ、ラベル等のデザイン製作委託料、その他地域特産品の包装等の製作に必要な経費
地域特産品の販路開拓、PRに要する経費	チラシ等の印刷費、消耗品費、旅費、通信運搬費、広告宣伝費、その他地域特産品の販路開拓及びPRに必要な経費

【補助実績】

年度	補助件数	補助金額
H31(R1)	3件	2,874,000円
R2	4件	2,366,000円
R3	4件	2,228,000円
R4	3件	2,638,000円
R5	2件	2,000,000円

【目標値】

令和7年度から令和11年度…累計補助件数 25件(5件/年度)

●厚岸町原油価格・物価高騰対策応援券事業

▷ エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を緩和するため、応援券を全ての町民に交付することにより、商工業者の事業の継続と生活を支援する

【交付対象者】

基準日現在で厚岸町の住民基本台帳に記録されている者で、現に当該住所に居住している者（基準日から交付開始の日までに死亡又は転出したものはこの限りでない）

【応援券の内容】

- (1) 交付対象者一人につき 4,000 円に相当する額の応援券を交付する
- (2) 交付する応援券は、8枚を一単位とする
- (3) 応援券の交付は、日本郵便株式会社のゆうパックによるものとする

【応援券の使用範囲】

- (1) 応援券は、取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる
- (2) 使用期間は令和6年6月1日から同年12月31日までの間とする
- (3) 応援券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱事業者からの当該対価を上回る額に相当する金額の支払いは行われないものとする
- (4) 応援券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない
- (5) 応援券は、交付された本人若しくは同居の家族又はその代理人に限り使用できる
- (6) 応援券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することができない
 - ア 不動産及び金融商品
 - イ たばこ
 - ウ 商品券、プリペイドカード、切手、郵便は所及び印紙等の換金性の高いもの
 - エ 国材、地方税及び使用料等の公租公課
 - オ 医療、介護等の自己負担
 - カ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品その他事業者間で取引するもの
 - キ 町長が不適当と認めるもの

【交付実績】

年度	交付件数	換金額	一人あたりの 交付金額	備考
R2	9,125人	53,084,000円	6,000円	新型コロナウイルス感染症 (緊急)経済対策
R3	8,912人	44,043,000円	5,000円	
R4	8,599人	25,565,000円	3,000円	
	8,546人	42,232,500円	5,000円	原油価格・物価高騰対策
	8,525人	42,094,500円	5,000円	
R5	8,422人	32,937,000円	4,000円	

2 厚岸町中小企業振興基本条例

平成23年2月2日

条例第1号

厚岸町は、天然の良港と広大な草地など恵まれた自然環境の下、豊かな地域資源による産業を基軸に、人々の生活の基盤を築きながら歴史ある文化を育み、今日まで発展を遂げてきた。

このような中で、商工業を中心とした中小企業は、漁業、酪農業をはじめとするその他の産業の盛衰の影響を受けながら、先人たちのたゆまぬ努力により、関連する幅広い産業とともに着実な歩みを続けてきた。

この間、様々な中小企業が創業され、その振興により、町民生活を支える多くの雇用や所得がもたらされるなど、中小企業は、地域経済活性化の重要な役割を担ってきた。

こうした厚岸町の地域経済を支える中小企業は、豊かな町民生活の実現には切り離すことができないものとなっており、次の世代へ伝えていくべき代えがたい財産である。

ここに、私たちは、中小企業の振興が、厚岸町の更なる発展に欠かせないものであることを共通の認識とし、関係するすべての人の協働により、この代えがたい財産を守り、町民生活の維持、向上を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本町の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、町、中小企業者等、大企業者等及び町民の役割を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各

号に規定する中小企業者であって、町内に事務所若しくは事業所又は住所を有するものをいう。

(2) 中小企業団体 商工会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体その他これに類する中小企業者を構成員とする団体で、事務所又は事業所を町内に有するものをいう。

(3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。

(4) 大企業者等 中小企業者以外の会社及び個人であって、町内で事業を営むものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。

(2) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力が促進されること。

(3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。

(4) 町、中小企業者等、大企業者等及び町民の協働により行われること。

（町の役割）

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、国、北海道その他の様々な主体と連携し、町の自然的経済的社会的諸条件に応じた中小企業振興施策を策定し、及び実施する役割を担うものとする。

2 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

3 町は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童・生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（中小企業者等の役割）

第5条 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、経済的社会的環境の変化

に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的に経営及び取引条件の向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、町内において生産され、製造され、又は加工された産品（以下「地場産品」という。）を取り扱い、及び町内で提供される商工業サービスを利用するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 5 中小企業者等は、児童・生徒に対する職業に関する体験の機会の提供に協力するよう努めるものとする。
- 6 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、第3条に定める基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（大企業者等の役割）

第6条 大企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携・協力を努めるものとする。

- 2 大企業者等は、中小企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 大企業者等は、地場産品を取り扱い、及び町内で提供される商工業サービスを利用するよう努めるものとする。

（町民の役割）

第7条 町民は、自らの活動が本町経済に影響を及ぼすこと並びに中小企業の振興が本町経済の活性化及び発展に寄与することとなることを理解するよう努めるものとする。

- 2 町民は、地場産品及び町内で提供される商工業サービスを利用するよう努めるものとする。

（基本方針）

第8条 町は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を講ずるものとする。

- （1）中小企業者の経営の革新及び中小企業の創業の促進を図ること。
- （2）中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
- （3）中小企業者の人材の育成及び確保に関すること。
- （4）中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- （5）中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携その他の連携の促進を図ること。
- （6）地域の資源の活用等による産業の発展及び創出を図ること。

（厚岸町中小企業振興会議）

第9条 町長は、中小企業振興施策について調査審議するため、厚岸町中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

- 2 振興会議の委員は、中小企業者等、消費者及び識見を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 3 振興会議の委員の数は、10人以内とし、任期は2年とする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

厚岸町中小企業振興計画

平成27年 3 月策定

令和 2 年 3 月改訂

令和 7 年 3 月改訂

発行／厚岸町

編集／観光商工課